

計

三四八〇四

一九〇七

即ち、田に於ては、上、中田は全反別の二七・五%、又畑に於ては、上、中畑は全反別の二七・七%を占め、大部分が下以下の品位である。

以上の如くであつて、心から農業に従事せんとする者は少なかりしものゝ如く、稀に自ら耕耘に従はんとする者があつても、かくの如き悪條件の下に於て、殊に無經驗の業に就いたので悉く失敗してしまつた。又農民をして小作せしめた者も、坪付帳に記載せし掛米を收納することが出来なかつた許りでなく田地に對する知識乏しき爲彼等に乘ぜられ、殆んど小作米を收納することは出来なかつた。されば「歸農田畑反名寄帳」によるに、早きものは割賦の翌年明治五年に於て、既に質入、抵當等の名義にて土地は歸農者の手を離れ、明治八年頃迄には大部分所有權は他人に移り、「無職無産の士族」となり、母里を退轉せざるを得なかつた。現在舊母里藩士族で母里に在住する者數名に過ぎず、且つ農業に従事する者は僅かに一名である。早龜岩治氏が「歸農した藩士も知事が百姓から少しも調べずに買上げて與へた田地であるから、之又殆ど上田は無く、殊に農業など夢にも知らぬ人々ばかりであるから、自作は出来ず小作に作らせれば、やれ水害だ風だ蟲だと云つて米を納めなかつたから、安い價で終には賣り拂つて何處ともなく追々立退いて、現在では殆ど無くなつたといつてもよい位になつてしまつたのである。」と述べられしは、この間の事情を明かにせるものである。

(四) 田地代證券の處分 歸農田地買上代金の支拂には、田地代證券なるものを發行してこれに當てたのであるが、それは單純なる借用證でなく藩札類似のものであつたことは既に述べた處である。しかし又單純なる藩札でもなく、「未年より酉年まで三ヶ年間引換の約定」(或は五ヶ年か)を以て發行したのであつて、明治四年十二月には一部引換をしなければならなかつた。然るに明治四年七月廢藩置縣となり、明治四年十月七日の布告によつて、負債消却の用途を立て其の方法を大藏省へ伺出べきことを命ぜられ、⁴⁰⁾而も同十一月十五日母里縣は、松江、廣瀬兩縣と合し島根縣となつた。「田地代證券の消却に關し廢藩置縣隨て一般の御制度被仰出候以來最初の見込と計算向大に齟齬⁴¹⁾し、元母里縣は窮地に立つたのである。こゝに於て元母里縣は大藏省に對し同年十二月十二日、「……右證券引替之儀は兼て之確定も御座候間當(明治四年)十二月より引替不遣候而は自然元縣地之人氣にも相係候旁以奉恐入候間に士民共立行候様引替之儀別紙之通り 御許可被下置度此段奉軟願候⁴²⁾」とて引替方を懇願し、別紙を以て、「歸農債之儀は必竟徒食無用之輩を除き右の家祿を以て消却可仕心得に御座候今般廢縣被仰出候に付ては猶亦元縣廳并に諸官吏を廢し右家祿并官祿公廩費用等之備米を轉用して速に消却之方法相立候様仕度志願に御座候間此段許容被下置⁴³⁾」と述べ、消却方法の許可を請うた。併し同月廿六日大藏大輔井上馨より「元母里縣願之趣難聞届負債處分之儀者今般公布之通可相心得旨可相達事⁴⁴⁾」なる指令が島根縣へ達せられた。⁴⁵⁾元母里縣はやむを得ず田地證券消却に關し翌年正月大藏省へ左の願書を提出した。

『田地代證券消却之儀に付拜借金款願

先般奉歎願候田地代證券之儀は去庚午十二月奉願候通元母里縣貫屬士族卒一同歸農申付候に付不得止發行仕置候品に御座候故舊冬、御取調之節舊藩負債之高に結猶亦引替之儀奉歎願置候次第に御座候得者何様廢藩引續廢縣之、仰出候申不得止施設仕候とは乍申右等金券同一種當時嚴禁之品を其儘御引替被下置候様輕忽に奉願候は重々奉恐入候儀と深悔悟仕候依ては右證券高三萬六千九百兩余之處歸農士族卒一同私債に引請一時消却仕度千萬苦慮仕候得共何様大金之儀徴力之私共如何程盡力仕候とも一時渠金之術法更に無御座只管困惑仕候而已に御座候依之何共奉恐入候得共必竟舊藩知事始め一同敢爲、皇國徒食之者を省き公解蓄財之方法を求猶一同之者も活計不失様仕度深苦心仕候儀に御座候間此段、御憐愍被下置偏に出格を以、御憐愍從前不行届之取扱仕候段、御寛宥被下置難相成儀には可有御座候得共右金高此節拜借被、仰付被下置候様奉懇願候然る時は舊官員始め一同協力同心如何體にも大約別紙目的帳之通皆濟上納可仕假令一同趣家産を相減し候共必竟永世餓渴之患を免し候儀海岳難有仕合に奉存候間何卒右願之趣、御許容に、仰付被下置候様百方奉歎願候、

即ち、田地代證券消却に要する金子を大藏省より借入れ、其金子は歸農士族卒の私債として年賦償還せんことを請ひ、右歎願書之添伺書によつて其の内容を説明してゐる。重なる項目を擧げると、

- 『一、金三萬六千九百兩年賦拜借を以田地代證券一時消却仕度奉願候事
- 一、上納之儀者無利足十五ヶ年賦に被、仰付被下置候様仕度奉願候事
- 一、毎歲上納高一割づ、冥加金相添上納仕度奉願候事
- 一、上納元備之儀者年限中士族卒共分賦遣し置候田園を引上置十年迄無滯上納仕候向者其儘差返し若上納及遲滯候向も御座候節者右田園賣拂代金を以上納可仕候事

(以下略)

とて、政府よりの借入金之返還は、歸農士族卒一同に分賦田園の高に従つて責任を分擔せしめ各人より取立てんとしたのである。

右の願に對し大藏省は如何なる處置をなしたかは不明であるが、同年四月十八日太政官布告第二百二十六號を以て、『負債は悉く大藏省へ引受處分』⁴⁵⁾することゝなつたから、田地代證券も恐らくはこれに依て政府に於て引受け處分することゝなつたであらう。即ち明治五年六月廿四日島根縣布告第四十七號を以て、『元母里縣田地代證券無差支通用致候様可取扱旨郡市戸長え口達』⁴⁶⁾し、田地證券の通用を認め、又後述する如く他の藩札と同時に新紙幣と引換を行つた處より察すれば、一般藩札と同一の取扱をなした如く考へられる。

乍併、田地代證券の發行は、官の許可を得ずしてなしたのであるから、明治五年七月元母里縣大參事吉村兵左衛門以下七名は、島根縣を經由して、『元母里縣士族卒歸農に付私共取計を以て田地代證券製造仕候段全專斷の罪難遁重々奉恐入候依て何分の御處置謹て奉伺候』⁴⁷⁾との伺書を出した。同年八月司法省は、『職制律事應奏不奏の條上司に申すべくして申せざるを以て擬し答三十事失錯に出す』となしたが非職の故を以て贖罪として金二兩一分乃至三分を出さしめ、⁴⁸⁾責任者の處罰を行つた。

明治四年七月十四日廢藩置縣と共に幣制統一も斷行されることゝなり、各藩の藩札は『七月十四日の相場を以追々御引換相成』⁴⁹⁾ることゝなつた。島根縣に於ては明治六年二月四日の布達第五十四號を以て藩札と新紙幣とを引換ふべきことを達し、同年六月廿日迄交換を行つたのであるが、引換へられぬのが多數あつた爲特に同年十二月廿日迄交換事務取扱を延期したけれども、其の通用は九月廿日限り禁止した。⁵⁰⁾

然らば何程の田地代證券が新紙幣と交換されたかといふに、『當縣管内元母里縣藩製造紙幣御引換諸上納札其外

取調帳⁽⁵¹⁾(明治七年二月)によると貳拾貳貫文證券總引換高五萬五千三拾枚(此錢百貳拾壹萬六百六拾貫新貨價參萬參千六百貳拾參圓參拾參錢)(明治四年七月十四日相場一枚新貨價六拾壹錢壹釐)であつて、拾壹貫文證券壹萬八百枚(此錢拾壹萬八千八百貫新貨價參千貳百九拾四圓)(一枚新貨價參拾錢五釐)である。結局流通せしもので引換しなかつたのは、貳拾貳貫文證券二十八枚、拾壹貫文證券五拾枚、計七拾八枚に過ぎぬ。かくて歸農田畑買上の爲に發行せし田地代證券も新紙幣と交換され其の影を没するに至つた。

八、結 言

以上私は數節に汎つて、母里藩歸農について述べた。歸農の目的は、財政的要求にも基いたのであるが、主として明治維新の大改革の結果武士階級の地位に不安を感じ、何時沒收されるか測るべからざる家祿を廢し、土地の所有權を獲得することによつて生活の安定を期せんとしたのである。しかし歸農の結果は豫期に反し、諸種の困難なる事情に遭遇して全く失敗に歸し、無産の群に投ずるのやむなきに至つた。而も歸農分賦田畑は、高持百姓の所有地を買上げしものであつて、開墾其他積極的方策は講ぜられなかつたから、間接的にも産業の發達に貢獻する所はなかつた。

之を要するに、母里藩の歸農は、よしそれが小藩であつたから可能であつたにせよ、全藩舉つて歸農せる點と明治四年に於て事業を完了せし點とに於て特異性を有すといふべく、なほ武士階級が沒落すべきことを豫期し、

生産階級に身を投ずることによつて活路を見出すべきであることを半ば意識し、而もいまだ明かに意識せず、従つてその歸農政策が極端に消極的なりしことは、士族卒就産政策の變遷を考究する上に於て注目すべき點ではなからうか。

- (1) 黒正巖博士「京都府下童仙房の開拓」(「經濟史研究」第十九號三八頁)
- (2) 吉川秀造氏「明治政府の士族授産」(「明治維新經濟史研究」五八五頁)
- (3) 藤井甚太郎氏「明治維新と侍階級」(「明治維新史研究」四七一頁)
- (4) 「島根縣史第九卷」六三一—六三二頁
- (5) (6) 「島根縣歷史附錄」(舊母里藩、舊母里縣)(寫本)政治部施政(島根縣廳所藏)
- (7) 野村文三郎氏所藏文書による。
- (8) 前掲「島根縣歷史附錄」政治部祿制
- (9) 「秩祿處分參考書」三一頁
- (10) 前掲「島根縣歷史附錄」制度部祿制。「母里郷土史」(寫本)
- (11) 「明治五年雜款國費部」(島根縣廳所藏)
- (12) 「秩祿處分參考書」三六頁
- (13) 前掲「島根縣歷史附錄」政治部施政
- (14) 「舊母里藩引繼雜款」(島根縣廳所藏)
- (15) 凶荒對策は前掲「島根縣歷史附錄」政治部賑恤にあり。同書政治部施政。「母里郷土史」
- (16) 同上、制度部會計
- (17) 「秩祿處分參考書」三八—三九頁
- (18) 島根縣所藏文書

- (19) 前掲 島根縣歷史附錄「政治部施政」(20)
- (21) 「大正元年島根縣能義郡博覽會記念民政部」二一八—一九頁
- (22) 吉川秀造氏前掲書五八九頁
- (23) 藤井甚太郎氏前掲書四七一頁
- (24) 前掲 島根縣歷史附錄「政治部施政」(25)
- (26) 「明治五年雜款國費部」(島根縣廳所藏)
- (27) 前掲 島根縣歷史附錄「政治部施政」(28)
- (29) 前掲 明治五年雜款國費部「(島根縣廳所藏)」
- (30) 「明治四年未十一月市中屋組御買上田地坪付帳」(宮廻秀克氏所藏)
- (31) 「明治四年未十一月北安田組御買上田園地利米三俵五升九勺一才坪付帳」(島根縣能義郡安田村役場所藏)
- (32) 「市中屋村御歸農田畑反名寄帳」外八册(同縣能義郡井尻村役場所藏)
- (33) 「服部村歸農田畑反名寄帳」外三册(同縣能義郡安田村役場所藏)
- (34) 前掲 明治五年雜款國費部「(島根縣廳所藏)」
- (35) 「法規分類大全」第一篇政體門制度雜款七 一一七頁
- (36) 「舊松江外二藩々造紙幣交換押印調」(島根縣廳所藏)
- (37) 「明治五年雜款國費部」(島根縣廳所藏)
- (38) 「明治六年雜款國費部」(同前所藏)
- (39) 早龜岩治氏「母里藩一萬石」(島根評論「第六卷第十一號二九—三〇頁」)
- (40) 「秩祿處分參考書」四八頁
- (41) 「元母里縣田地代證券一件に付大藏省へ伺書」(前掲「明治五年雜款國費部」所載)
- (42) 「田地代證之儀に付願書」(同前所載)

- (43) 同上所載
- (44) 「田地代證券消却之儀に付拜借金願書」(同上所載)
- (45) 「秩祿處分參考書」五八頁
- (46) 「島根縣布告全書」第一編二十三丁
- (47) 「法規分類大全」第一編政體門制度雜款七 四一二頁
- (48) 「法規分類大全」政體門制度雜款七 三四七頁
- (49) 「明治六年島根縣布告參照」
- (50) 前掲「明治六年雜款國費部」
- (51) 前掲「明治六年雜款國費部」

第二章 赤穂藩の備荒貯蓄制度

一、序 言

農業は、天候其他自然的條件に支配せらるゝ事著しきが故に、凶荒の發生を避ける事は困難である。徳川時代は孤立的經濟なりしたため、一度凶年となるや忽ち飢饉となり其の災害は甚大ならざるを得なかつた。加之當時は交通發達せず、物資の流通圓滑ならず、一層其の勢を助長し、災禍を大ならしめた。されば幕府はもとより各藩ともに凶荒對策に腐心し種々の方策を實行せしは蓋し當然といふべきであらう。

荒政即ち凶荒對策は、分つて、(1)災害の至らざるに先だち豫め備ふる事前策、(2)凶荒に直面して行はるゝ當事策、(3)凶荒によつて疲弊せる領民を救濟する事後策となすことが出来る。徳川時代に於て事前策としては、米の消費節約・荒地の利用・本田仕付作物の制限等、色々の方策が實行された處であるが、最も一般的に行はれ、且つ最も適切効果ありしはいふまでもなく備荒貯蓄制度である。その一事例として以下赤穂藩の備荒貯蓄制度に付いて述べよう。

赤穂藩は、元祿の快樂を以て知らるゝ淺野家の所領たりし地である。併し私の涉獵せる文書に於ては淺野家時代及それ以前の貯穀に關する記録は發見し得ず、其後に封ぜられし森氏（寶永三年四月森長直賜封、明治三年九月森

忠儀版籍奉還）に關するものゝみであつた。従つて私の論ずる處も亦森氏所領たりし赤穂藩についてである。

註 本稿は主として兵庫縣赤穂郡有年村檜原區（徳川時代—赤穂郡檜原村）及び同郡鹽屋村鹽屋區（徳川時代—赤穂郡鹽屋村）所藏の文書によつて記述した。以下引用文書に於て括弧を以て、檜原村、鹽屋村と記せるは、前兩區所有文書なることを示す。

二、貯蓄制度の内容

赤穂藩に於ける備荒貯蓄制度は、貯藏物體よりして、(1)粃若しくは米、(2)大麥又は安麥（裸麥）、(3)藩札の三者となすことが出来る。便宜上此の分類に従ひ、赤穂藩の備荒貯蓄制度の内容を論述する。

(1) 粃若しくは米の貯藏 赤穂藩に於て、私の見ることを得た貯穀制度に關する最も古い記録は、寶曆五年の左の記録である。

『態申觸候然者粃米之義此粃之通毛粃を能干し候而諸事前之通拵當月中に一六に差出可申候尤一六には上納は相除可被申候

以上

十月七日

青木園右衛門

』

これによれば、『諸事前之通』とあるから、少くとも寶曆初年より圍粃制度が存在せしことを推論すべきである。右につぐ記録は、『寶曆十四年□□控日記』（鹽屋村）であるが、此の記録は當時の貯穀の内容を窺ふことが出来るから左にこれを掲げよう。

『 覺

一斛三千五百八拾八石

内

千六百五拾七石

貳百六拾四石

八百五拾五石

七百六拾八石

村々郷藏詰

龍野河岸

久崎河岸

赤穂浦

那波浦

右は森對島守御領所播磨國村々去る辰(寶曆十年)筆者註)御圍籾午新籾に詰替候分書面之通御拂遣吟味候條買請届之者當月廿日四ツ時河岸限に入札持參可致候尤落札に相成候得ば證人相立證文取之御勘定所何之於河岸御籾渡方之石數に隨ひ代銀上納之積り相心得可申候 以上

申三月

森對島守

御領所

役所

即ち、圍籾は各村郷倉に貯藏せしめ、時々新籾と詰替をなし舊籾の處分に付いては競賣の方法によりしを知る。

赤穂藩の貯穀は、幕府の貯穀令によつて貯へられしものなりや、或は同藩が自發的に行ひしものなりや、又は兩者共に存在するかは不明である。併し「安永三年公用控日記」(鹽屋村)に於て、『今度從來公儀籾米相納候様に被仰出候間隨分干立入念左に割符候通相納可申候』(七月廿五日)と述べ、又「文化三年御廻狀書留帳」(檜原村)及び

「文政六年御儉約敷數被仰候寫」(鹽屋村)に於てもほゞ同様の記載があり、又弘化四年(嘉永元年)より圍穀が籾なりしを變更し、正米を以て貯藏することにしたのであるが、その時の記録に於ても、³⁾

『御圍籾之儀此度於江戸表 公邊に仰置全數正米に而御圍被成度御願被成候處御附札を以て正米に而御圍之儀御願濟相成候に付當申歲より亥歲村々定免を以正米入念相納可申候

とのべ、幕府の許可を得て圍籾を正米にかへたことを示してゐる。其他圍籾に關しては、公儀云々の文字を所々に散見するから、赤穂藩の圍籾は全部でないにしても少くともその大部分は、幕府の貯穀令によつて貯藏されたものであらう。

圍高については、前掲「寶曆十四年□□控日記」に示せる如く、寶曆十年に圍籾三千五百八拾八石を賣却し、又文政三年に、赤穂郡檜原村外三十九ヶ村にて籾千四百二十九俵を割符徵集せしを知るのみで、總圍高に關する記録は遂に發見することを得なかつた。赤穂郡檜原村の諸記録によるに、文化六・七・八・九年及び文政三年の圍籾割符徵集高はいづれも籾二十九俵であるが、弘化三年に於ては籾八十六俵を割符してゐるから、圍高は時により異なり必しも一定せざりしものであらう。

貯穀の方法は、左の記録によつて知ることが出来る。⁵⁾

『 籾米之事

一 郷藏被仰付村々圍籾相納候節大庄屋藏納は其組内之庄屋年寄方組頭等迄村々立會相納候様被仰付□小庄屋藏斗に納候而も右に准じ小役人迄立會候事

一村々團置候内は艸俵三斗四斗五斗に成共村々可成勝手次第萬一御用之善有之差出候節は□□升入定法之通可致旨兼而相心得可申事

一當事概何拾石團被 仰付置候は其村々に預り手形御郡方へ御取置御郡方假切手を以御藏方に仕而御藏方を艸納切手認候間相渡候事尤右假切手に御勘定奉行例之通印形致候事

一右艸□立年八九月之頃其村にて摺立五步摺正米にして相致返上候事

右返上正米は随分入念定例之通四斗俵にして□御藏納杉盛□米無之□□斗り切四斗壹升□被仰付候事

依之摺賃は不被下候事

一艸米之儀當年は御藏納に被 仰付候趣先達而被仰出候通三斗五斗俵組壹升五合有之處右に而は納備□□候間貳斗壹合致艸米納定日御納御申付可被成候

右は前川新右衛門より通達有之候間左様心得可有之候 以上

七月廿一日

有年丈右衛門 』

即ち、團艸は大庄屋若しくは小庄屋所有の藏に貯藏するを原則とし、其の收納に際し庄屋を初め村役人立會ひ嚴正を期したるものであるが、上納米の中を艸にて納付せしめたるか、或は租税外の負擔として命ぜしかは不明である。

右團艸の利用についても、遺憾ながら文獻に接することを得なかつた。併し既に述べた如く赤穂藩の團艸が幕府の貯穀令によりしものと考へられ、幕府の各藩へ下せる貯穀令は軍事上の目的に出づるものもあるが、主として備荒の目的なりしこと、及び弘化四年赤穂藩の觸書に於て、艸米の摺立上納を命じ、『艸米村方に團置翌年二百十日無難に候は、右摺立米に而五步上納又新艸前年通團置候』云々といへるは、二百十日の風日平穩に過ぎ其

年の收穫目算立ちて後摺立上納せしむる意なるを知る。依つて團艸制度が凶荒對策であり其の利用も凶年飢歲なりしは想像にかたくない。

(四) 周急倉 以上述べたる團艸若しくは團米については特殊の名稱は附加されてゐなかつたが、安政四年

『周急倉』なる名稱の下に備荒貯穀制度を設けた。「嘉永七年申□□一月吉田諸事日記覺(磯屋村)によるに、

『此度周急倉御取立に相成候儀は村々飢饉其外非常之御手宛として御備被仰付候儀に候間何れも容易之事に不相成得御懸儀之程厚相辨へ可申候尤右御備米之儀は年々御團増し被仰付候處に付若自然御助成之志し有之□付數之多少に限らず加入之儀無遠慮伺出可申候』(安政四年十二月)

とのべ、又翌安政五年觸書に於ても、

『西派寺院並びに村々より少し宛銀米差加度追々申出候段寄特之事に候周急倉御設に相成候前書の趣村々小前に迄不洩様篤と申渡候而一統承知仕候上は身元相應のものは多少にかざらず銀米にて差加之儀其村役人共可致心配』云云(安政五年九月)

とあつて、藩の費用を以て貯穀し尙一般領民の出捐を勧誘せしめしものである。而して周急倉の目的とする處は、飢饉其外非常時の豫備として設けしもので、特に米價騰貴によつて困窮せる農民を救助するにあつた。前記安政五年觸書に於ても、

『周急倉御備米之儀萬一天災且小時成行出來候節全く下方御救之爲め御□設相成候付村々において賣米不自由に付小前もの難澁之次第も有之哉相聞候間格別之思召以右備米之内當村相應に賣下げて』

云々とあり、又前掲周急倉團増觸書に於ても、

『周急倉御設け之儀者厚御趣旨を以て仰出追々御團増之上は第一天災且者凶年有之米麥高價に而御領分村々小前難澁之節御救

之爲御取立に候得共未だ年數無之思召之通り右數に至不申乍併□年吃度御圍増に相成御救可被下候』
とあるによつて明かである。

周急倉貯米貸付に付いては、「文久三年二月御廻狀覺帳」(檜原村)によるに、

『過日被願出候周急倉御米拜借願石數御聞届ケ被下朔日御藏出し相成候間役中之内壹人請取に御出勤可有之候尤拜借證文いま
だ拙者へ指出し居不申村方は昨年之文言相認め明朝御差出しに相成候はゞ奥印いたし相渡し可申候 以上
四月廿九日 柳原與惣右衛門 』

とあり、又「文久二年正月御用諸狀書留帳」(檜原村)に於ては、

『先達而御願出に相成候周急倉御米拜借證文別紙案文之通相認め差出度候間左様御心得可有之候 以上
五月十日 柳原與惣右衛門

拜借仕御米事

一米何石也

右者米價高値に而小前之もの共難蓋仕候に付拜借御願申上候處御憐愍の上御聞届被下候に付拜借仕處相違無御座候然る上
は來る十一月限上納可申上候
月 日

とあるによつて知らるゝ如く、豫め各村にて借用すべき米高を調査し藩へ願出で、藩の許可を得て後貸付を受
けしもので、其の返納は其の年の出來秋に於て米を以てなせしものである。

周急倉は、其の圍總石數が何程なりしや、又既設の圍糶制度を廢止し新設せるものなるや、或はこれを存在し
併せて周急倉をも設けしや等については詳細を證すべき文獻に接するを得ず明かでない。

(ハ) 圍麥 前述せる圍糶制度の外に、尙赤穂藩には、併せて圍麥なる貯穀制度が實施されてゐた。私の見
ることを得た圍麥に關する最も古い記録は、「寶曆十一年巳六月大麥取集書上帳」(鹽屋村)所載のものであつて、右
によれば、鹽屋村總高中から年期引等の無稅地高を引きたる残り即ち生高千貳百四拾壹石四斗六合二勺に對し高
壹石に付三升を徵集し、右の外田畑見取場所、新田に對しても相當割合によつて、大麥を取集め大麥四拾貳石七
斗參升壹合を庄屋伊右衛門所有の藏へ貯藏せる旨を藩へ届出てゐる。右につぐ記録は、「寶曆十二年公用控日記」
(鹽屋村)に記されたものであるが、其制度の内容を窺ふことが出来るから左に掲げよう。

『一此度麥作出來立之上者生高壹石に付大麥壹升五合宛取集於其村々圍置可申候尤高付ケ大麥石數并何方に圍置候段追而書付
差出可申候

一新開見取之分も其所相應に取集可申事

一田畑之分麥加徳を地主へ納候はゞ地主より高掛麥差出可申候麥加徳無之候はゞ下作之者より取集可申事

一右大麥圍濟の上は其村々會所并大庄屋庄屋年寄組頭等の内にて場所見合に差置可申事

右之通に相心得去年との石數と一體にして六月十日迄に書付差出可申候畢竟其村々爲に候間庄屋年寄組頭等申合宜取斗置
可申候 以上
壬四月十三日 中島林右衛門 』

圍麥は、年々詰替をなさず、圍高が減少せる場合に補填し、若しくは麥豐作の場合に於て貯穀を命じたる如く

である。即ち「天明六年午正月吉日御廻狀寫帳（鹽屋村）によるに、『當年麥作大體宜相聞候に付村々に圍麥被仰付候間左之通取集圍置可被申候』といひ、又「文政十二年丑正月御廻狀御用書留帳」（檜原村）に於てもほぼ同様の記載があり豊作の場合取立しことを證する。天保八年三月赤穂郡檜原村の記録に於て、⁶⁾

『 覺
御圍

一麥五石貳斗八升

文政十三寅九月御改村方へ御預け之分

内

壹石三斗七升

年々虫入干減り升減仕候分

硯石三石五斗六升

右之通御圍參預り居候處虫入干減差引右數に相成申候當年は格別時節柄惡敷村方難澁人共へ御救御手宛として被下置候様奉願候通被爲仰付被下候は、難有仕合に可奉存候 以上

天保八年酉年三月

檜原村

年寄 幸右衛門

庄屋 八郎右衛門

柳原百太郎殿

とあり十數年徵集せず。又萬延二年の記録によるに、「先年村々難澁爲手當圍麥村高に應じ申付置候處近來追々相減候に付當年者麥作大體出來立之趣相聞候依而麥作取入候上左之通取集可申候」とあり、圍高減少によつて圍増をなさしめたことを知る。

圍麥の取立標準に關しては、享保元年の記録によれば、生高壹石に付安麥壹升、寶曆十一年に於ては、生高壹石に對し大麥參升、寶曆十二年に於ては、同壹石に付壹升五合を取立てゝゐる。又文久元年に於ては「田畑作付之分反に付安麥壹升尤見取場所も右同様に取集可申候」とある。以上によつて推察しうることく、田畑の高に對し、或は反別に對して取立しもので、其の分賦率も時によつて異なり一定しない。更に圍麥の種類も定らず大麥の場合もあり又安麥の場合もある。前掲享保元年の圍麥記録によると「大麥無御座而安麥取集置候」とあるより見れば、大麥を圍ふのを原則としたのであらう。

分賦方法は以上の如くなりとしても、藩の負擔に於てなされしや、又は農民の負擔なるや明かでない。併し恐くは後者であらう。即ち、前掲「寶曆十二年圍麥取集觸書」に於ても、「畢竟其村々爲に候間庄屋年寄組頭等申合宜取計置可申候」といひ、萬延二年前掲觸書に於ても「先年村々難澁爲手當圍麥村高に應じ申付置候處」云々及び、「村々一統之爲に候間庄屋年寄組頭とも致出精」云々と述べてゐる。又前掲「享保元年高掛圍麥書上帳」に麥を差出せし者を列記し、其の名前の上に「願主」の文字を冠せし等より推して、或一定の標準に従ひ領民に租税外として出捐せしめたるものと考へられる。

圍麥は前諸記録にて明かなる如く、村内一定の場所に貯藏し、村役人これが管理の責任を負ふたのであるが、猶藩廳へ對し圍麥何程を預る旨の一札を差入れ責任を明かにし且其村圍數量をも明にした。一例を示せば次の如くである。¹⁰⁾

一安麥壹石八斗五升也

右者當村圍麥被爲仰付候に付銘々立會取集則佐七郎方に預り居申候に付此段御届け申上候 以上
文化十二年 榎原村 年寄 喜 平 庄屋 孫右衛門

有年組大庄屋

有年丈右衛門殿

而して圍麥の利用は、前掲「天保八年赤穂郡榎原村願書」に於て、「當年は格別時節柄惡敷村方難澁人共へ御救御手宛として被置候様奉願候」とあり、又「天保七年丙申正月諸願書控帳」に於て、

一壹斗 奉差上願書之事

一壹斗

一壹斗五升

甚作

家内貳人

竹松

家内四人

(以下三人略)

右者當村極難澁仕居候處乍恐爲御救當村御圍麥之内壹石五升被爲下候様奉願候右願之通被爲仰付下候は、難有可奉存候 以上

天保七年

申十二月

役中

三名

と記せしは、共に天保七年飢饉に際しての利用であつて、凶年に於て窮民救助の爲使用されたことは疑ない。併

し圍麥は凶年飢饉にのみ利用されたのではなく、平年に於ても領民の救済に使用し、其の原因も全般的災害に限らず、個人の災厄危難にも用ゐられた。即ち前掲「文化八年未歲諸願書控帳」(榎原村)によるに、

一圍麥五斗也 覺

右者當村燒失者市左衛門に被爲下候に頂戴仕候 以上

文化十一年戊十一月 日

榎原村

年寄 喜 平 庄屋 孫右衛門

有年組大庄屋

有年丈右衛門殿

一麥貳斗 覺

右者病中難澁仕候に付當村圍麥之内爲遺割渡難有奉存候 以上

文化十二年 五月

榎原村

年寄 喜 平 庄屋 孫右衛門 有年組大庄屋 有年丈右衛門

兩奉行様

とある。一般の圍穀より利用範圍の遙かに廣きは注目すべきであらう。

右二例は、無償給與せしものであるが、圍麥を貸與し年賦返納を命ぜし場合もある。「大麥年々御圍置立積目録之控」(鹽屋村)に於て、

『

鹽屋村

新夢に仕替分

一五拾八石三斗一升貳合五勺

一貳石八斗九升貳合

但去る寅年々五年賦被爲仰付候麥拾四石四斗六升之内當年取立申候分

六拾壹石貳斗四合五勺

右者御園麥新大麥に仕替置候處御見届相違無御座候 以上

安永二巳年

鹽屋村

六月廿九日

年寄

牛三郎

中林林藏殿

庄屋

伊右衛門

彌三郎

』

とあり、又「明和七年寅二月公用控日記」(鹽屋村)に於て、「去春難儀人の圍麥御救として年賦心得に而被成御貸候分は今年より五年賦にして御取立に成候間右之心得に而割合之分今年取立置可被候」(六月十三日)と觸れてゐるのを見ても年賦貸付の行はれたことを知る。

以上によつて明瞭なる如く圍麥の貸付、給與等すべて藩の命令に従つてなされたのであるから、藩が圍麥の高及び保管方法の良否に付時々取調べ監督せしは當然である。

「文化十二年御廻狀御用書留帳」(槍原村)によるに、

『去る亥歲迄圍麥有高何程去る年圍麥石數何程都合何石何斗内何程村方へ被下殘何程當年取集辻何斗都合有麥ノ高尤鼠食虫入等にて殘缺も候はゞ其趣相認書附差出候様被仰出候間委細書附にして近日之内私宅迄御差出可有之候 以上

七月八日

有年組大庄屋代

柳原與惣右衛門

』

と述べ、又前掲「明和七年寅二月公用控日記」(鹽屋村)に於ても、貸麥の取立方を命じそれに附加して、「追而御追有之候間左様相心得可被申候」とて、取立圍方の正否に付き藩よりの吟味あるべきことを示してゐる。

要するに、圍麥制度は領民から高割其他の方法によつて麥を醸出せしめ、藩の監督の下に一定場所に保管し、凶年其他必要に應じ、窮民へ貸與或は給與し救済する制度である。

(二) 藩札の蓄積(後年備積銀札)

弘化年間に於て、後年備積銀札なるものを設けた。弘化四未年御用諸狀

控」(槍原村)によるに、

『村々改革取締後年備之積銀札先達而差出候員數書之分別紙案文之通御札座奉行に送り相□來る廿日迄に差出し同所預り書留御役所へ相納可申候趣茂右員數に壹割之利足を加へ同所に積置猶亦村毎に當役所に而通ひ相渡し可申候(弘化五年二月)

云々として、其の「別紙案文」として、

『 覺

一札何百何拾目也

右之通去る巳午未三ヶ年積銀札取立分上納仕候 以上

年號月日

何村年寄

何

兵

衛

印

庄屋

何

兵

衛

印

御札座御役所

と記してゐる。又「嘉永元申十一月御用書狀覺」(橋原村)に於て、『去る辰年御領分村々取締改革仰出』、及び『兼而仰出候村々後年之備銀札多少によらず員數取調御札座の相納右御役所預り書御郡方へ差出可申候』とある。以上諸記録より察するに、辰年即ち弘化元年村方支配に改革を行ひ、其際『後年備積銀』札なる名稱の下に各村にて藩札を貯蓄せしめ、これを藩の御札座に於て預かることとなせしものと思はれる。而して其の目的とする處は、前掲嘉永年間御用諸狀覺へ所載の左記記録で知ることが出来る。

『去る辰年御領分村々取締改革被仰出其後近年村々役人共諸向省略致出精取締之廉を以昨申歳之分趣法積銀札後年備にいたし度旨員數左之通り届出寄特之事共に候右積銀札趣法勉而年を累候得は本朝古代之不働穀異域之義倉杯と同意候事にて後々者米穀に直し村々に相替候様に有之度事に候左候而者常用には不相用時有而用候様心得度事に依而氣運自然天災流行國として決而無之とは難申萬一左様之節は御上御仁恵を以御手宛有之候上村々積置前之米穀を出し難澁之者は相分け候得は村として飢渴之者老人も無之御領分寧き事泰山可有之實本國築基之始に候間此度御藏元え御用達之向一村方最寄を以村分けにして利足八朱之預申付證書村々役人共并に組頭宛にして相渡候間尙此上五ヶ年之間取締り方別而致出精年々手厚く相成候様專一に相心得可申事

西三月

右によれば、後年備積銀札は、『本朝古代之不働穀異域之義倉杯とも同意』とある如く、積銀札が年數を経て相當額に達すれば、これを米穀に變へて村々に貯穀し、以て天災飢饉に備へ窮民の救済にあてらるに於てのことである。乍併果して右の用途に使用されしや否やは甚だ疑はしき處である。私は右銀札の利用に關する文獻に接するを得

なかつたから確言しがたいが、當時の諸記録によるに赤穂藩の財政極度に逼迫し、弘化元年藩政の改革を行つてゐるから、此當時實施された後年備銀札も強制的に各村より出捐せしめ、名を備荒貯蓄にかり實は危機に瀕せる財政の救済に利用せしものと考へられる。

後年備積銀札に關しては充分なる史料を得なかつたから、本稿に於ては、幕末にかゝる備荒貯蓄の企ありしことを述ぶるにとゞめ、詳細に付いては後日を期したい。

三、結 言

義倉が富裕者の義捐又は課徴により穀物を出さしめ政府これが管轄をなし、社會は多數の者が任意に身分相應に出捐し自治的に處理すると解するならば、赤穂藩の諸備荒制度は概して義倉に屬すといふべきであらう。然し本庄博士の述べらるゝ如く、徳川時代に於ては義倉社會の區別は明かでなく、甚しきは概念上義倉と稱すべきを社會と呼び、兩者を混同し、又事實上兩者極めて接近し中間的性質を有するものもあり、標準的區別は困難である。¹³⁾赤穂藩に於ても周急倉の如きは藩の施設であるが、更に一般領民が自分相應の任意、自發的醸出をなせしは社會義倉混同の一例である。従つて徳川時代に於て兩者の區別をなすは至難なるのみならず何等實益を認めがた

い。

赤穂藩に於ける備荒貯蓄制度は、其の數量も少なく、又注目すべき特種の施設も行はれざりし如くである。殊

に種々の記録より推察するに、幕末に至つて此の制度が寧ろ退歩せるかの感がある。徳川時代末期に至り農民の窮乏甚しく爲に各藩の凶荒施設は著しく發達した。然るに赤穂藩は、前述せる如く寶曆年間の初めに於て、既に圍籾、圍麥兩制度を實施し他藩より比較的早く備荒制度行はれしに拘らず、幕末に退歩せるは時代に逆行せるを思はしめる。これ赤穂藩の農民階級が富有となり此の如き救貧的施設を要せざるに至つた爲ではなく、藩の財政が極度に窮迫し、農民の窮狀を顧るに遑なく、「後年備積銀札」の如く、凶荒對策に名を假りて藩の財政の救濟を行ひ、或は凶荒施設をも財政上利用せざるを得ずかゝる現象を生ぜしものと考へられる。

- (1) 本庄榮治郎博士「史的 研究天災と對策」二九頁、八七頁
- (2) 「寶曆五年公用控日記」兵庫縣赤穂郡鹽屋村鹽屋區所藏
- (3) 「弘化四年未十二月同申十一月晦日迄御廻狀覺帳」
- (4) 「文化八年正月下旬未歲諸願書控帳」
- (5) 「文化七年御廻狀書留帳」
- (6) 「天保三年辰歲諸願書控帳」
- (7) 「萬延二酉年正月日御用廻狀書留帳」
- (8) 「天明四年諸事願書控書」
- (9) 前掲「文化八年正月下旬未歲諸願書控帳」
- (10) (3)は兵庫縣赤穂郡有年村檜原區所藏
- (11) 赤穂郡新濱村役場所藏

- (12)(13) 本庄榮治郎博士「日本社會經濟史」四一八頁
同上、四二〇頁

第三章 石州濱田藩の社會

一、緒言

常平倉・社會・義倉の三者は、三倉と稱せられ穀倉中最も重要なものであつて、何れも起源を支那に發してゐる。而して常平倉は米價調節を目的とし、義倉と社會とは備荒貯蓄を目的としたものである。

徳川時代に於て此等三倉が實施せられた跡を見るに常平倉制度は一般的に行はれなかつたが、義倉・社會の兩制度は廣く各藩に設けられてゐる。蓋し常平倉は、米價調節を目的とする爲に藩の間に於ける米の移出入の禁止其他種々困難なる事情を伴ふものであるが、義倉・社會の兩者は、貯穀を目的とする故其の實行が比較的容易なりし爲であつたであらう。¹⁾

石州濱田藩の備荒貯穀制度は古くより行はれてゐる。其の起源に關しては、「備荒制度沿革」に「慶安年中松平周防守康映濱田城主となり施政の方針として凶歉に備ふる爲毎年各村の石高に應じ糶の積立をなさしめたるに始まる」と説き、農林省農務局編纂「社會制度に關する調査」にも同藩を以て貯穀制度實施の事例中最も古きものとして慶安年中に記してある。併し私の知れる史料の範圍に於て、記録として據るべきは天明以後に屬するを以て、果して起源を慶安までも溯り得べきか疑問がないではない。併し今その事についてはしばらく措き、茲に論述せ

んとするのは藩主松平右近將監時代即ち天保年間に創始されたる社會についてである。蓋し同藩の諸圍穀制度中最も特色あるものと信ずるからである。

二、備荒制度の創設

老中職濱田藩主松平周防守康定は、密貿易發覺の爲天保七年九月其の職を免ぜられて濱田より陸奥國棚倉へ移封され、同年これに代つて上野國館林藩主松平右近將監齊厚が濱田藩主となつた。時たま〜大饑饉なりし爲領民の救助に努力し、夫食米を給與せし數實に二萬人を超へた程であつたが、何分移封後間もなくのことであり救済も充分行届かず多數の餓死人を出すの慘狀を呈した。而も當時藩の財政巨額に上り、加ふるに所替によつて多額の資を要せし爲益々財政窮乏を加へた。故に以後かゝる大饑饉あらば藩の力を以てしては救済不可能の實情にあつた。而も饑饉は何時襲來するか豫測しがたいので此の對策を必要とし、備荒貯穀制度を創設することゝした。天保八年九月野島左仲太外五名をして、『非常凶年手當として社會造築するに付其の掛を命じ』、調査に當らしめ、他方領内各村に對しても社會創設に關し種々申付くべきことあるを豫告した。¹⁾而して引續き社會掛の役人を出郷せしめ、庄屋・組頭・百姓惣代を招集し左記の書類を渡した。²⁾

『御領分村々連年違作打糶一統及難澁に候趣之處就中去申年田畑稀成凶作有之去秋以來及饑饉候もの不少依之御救夫食御手當に被下置候處追々人別相増當春に至り候而者貳萬人に餘り然る所御所替御入用莫大に有之上御移替へ無間事に付自然御手當不被爲届餓死人等夥數之趣甚以御心痛御不本意に被爲思召依之凶歲并に非常爲御手當此度社會御取立村高百石に付現米貳石宛

下方より出之 御上より茂右同様之割合を以差出閣穀被爲差置所候處右考畢下々之もの饑饉之患并に上下非常之儀有之候筋之御備に而不容易御趣意に付村々厚く難有相心得被 仰出候御趣意之通當酉年より年々貳石積貯候様村々江可申諭旨被 仰出候に付而者小前未々迄 御仁惠之趣難有奉承〔社會御趣意相辨當冬より蔵詰行届候様出石可致候

右社會之儀新に御造立可有之所御所替以來御入用之品茂相當差向御取立難行成依之當分之所村々庄屋小前之内に不限火盜之難無之様成藏へ圍置候様可致候事

但追而社會御造立之節者御直筆額相掲候事

一、圍方之儀概に而可圍事

一、右御趣意行届候上は貧民等有之節右之内より御救可被下候事

一、御救方并に貸渡方且詰替其外都而取締手當等之儀得と取調之上追而可相達候事

西九月

以上によつて明かなる如く、松平齊厚によつて創設された備荒制度は、天保七年の饑饉に遭遇して凶荒對策の必要を認め創設されたのであるが、尙齊厚は山崎闇齋に私淑し、稻葉默齋及び其の門人日原以道を招き學を講ぜしめた。⁶⁾ 闇齋は我國へ社會制度を紹介せし人であるから、濱田藩の貯穀制度もおそらく默齋若しくは以道の獻策によつて實施さるゝに至つたであらう。

三、備荒貯穀制度の名稱

天保八年濱田藩に實施された備荒貯穀制度は「社會」なる名を以て呼ばれた。而して其の貯藏物體が穀なりしため、此の穀を「社會穀」と呼び、或は「社會圍穀」、又「社會積穀」と稱してゐる。社會穀を納める爲別に蔵を建設し

「社會藏」と稱へた。

重田博士は、濱田藩に於ける備荒貯穀制度が、「永康倉」と呼ばれたと述べて居られる。⁷⁾ 併し私が見た史料中永康倉と稱せし事例を發見し得ず悉く社會といふ文字を使用してゐた。けれども博士が永康倉と稱したとせらるゝも全く根據なきわけではない。蓋し前掲せる社會制度創設の際の觸書に「追而社會造營之節者御直筆額相掲候事」とある如く、各村に社會藏を新築せしめその造營なるや、藩主松平齊厚自ら「永康倉」なる文字を書し額に刻して與へ社會藏に掲げしめたからである。⁸⁾ 此の額は今尙多數濱田領内に現存してゐる。

四、社會穀釀出方法

社會穀の釀出方法に就ては、前掲天保八年の觸書に於て、「村高百石に付現米貳石宛下方へ出之 御上へ茂右同様之割合を以差出」とあるから、藩及び高持百姓が年々各村高百石に付米貳石の割合にて穀を出し、兩者の出捐を合して貯藏せるかの如く考へられるが、併し他に「高百石に付 御上様より米貳石下方よりも同様貳石五ヶ年之間圍被仰付」との記載がある處より見れば、⁹⁾ 天保八年から天保十二年迄五ヶ年間積立て、此の總貯藏穀を元本となすこととしたのであらう。而して當時穀と米とは二と一との比をもつて換算せられたから、實際の貯藏も、藩及び領民各々村高百石に付穀四石づゝ、合せて穀八石づゝを天保八年より五ヶ年間年々釀出し、以後其量を維持する計畫なりしことを想像しうる。

而して、右の計畫が果して實行せられたであらうか、濱田藩に於ける社倉糶高に關する史料に接することを得ないので確言し得ないけれども、其の實現は困難であつて、少くとも天保十二年迄には豫定の貯藏高に到達せざりしものと思はれる。

貯穀制度實施に付て困難の第一は、農民がこれを喜ばざりしことである。那賀郡跡市村より社倉創設の天保八年に於ては村内に社倉糶を圍ふべき適當の藏なく、さりとて濱田へ輸送するには多額の費用を要するを以て新藏建立迄借入方を懇願し、¹⁰⁾天保九年には跡市組三十六ヶ村より『村々集會申談仕候處當時困窮の時節柄の儀に付き小前の者共銘々爲圍置候儀も難澁の儀仲々割符等相成不申奉恐入候由誠恐多き御願とは奉存候共新藏御普請被仰付候迄之處御取立の儀御見合』とて貯藏方の中止を願出てゐる。¹¹⁾蓋し當時領主の所替に多額の費用上納を要したであらうし、加之天保七年の饑饉は餓死者を出せし程であつて領民の疲弊は甚だしかつたからである。併し此の願は全然拒絶され天保八年天保九年共に貯穀を實施し、圍藏なき村は濱田城下へ持出させてゐる。¹²⁾

貯穀困難の第二は、藩の財政上の理由である。農民の出捐に對しては藩の權力を以て貯藏を強制し得たけれども、藩自身の財政窮乏より來る事情に對しては如何ともなし得なかつた。天保十二年の記録によるに『當丑年新圍添之分公民共御見合せ相成候事』と述べ、但書を以て、『去亥年 御上圍初年延之分當秋御積添相成候事』と追加してゐる。¹³⁾即ち藩より天保十年に圍ふべき糶を年延して天保十二年に漸く貯藏し、天保十二年には藩も領民も共に圍方を中止してゐる。これ全く藩の財政窮乏の結果に外ならない。

以上によつて明かなる如く、濱田藩に於ける備荒貯穀制度の實施は甚だ困難であつたが、少くとも相當額の糶が貯藏され而も以後引續き利用されしは疑なき處である。たゞ當初豫定せる石高に達せしか否かは不明である。

五、社倉の管理經營

社倉運用の機關として、藩廳に特別の役所を設け『社倉役所』と稱し、係の役人を、『社倉掛』と稱した。而して社倉に關する大綱は社倉役所に於て掌りしものである。即ち糶の保管・運用・詰替・貯藏量の正否・質の良否に關する指揮監督等は皆社倉役所の任務であつた。従つて時々出郷して社倉藏の内容を検し、又は圍糶の詰替に立會つた。而して村役人は、村民を代表して社倉糶の貸出を願出で、或は其村所在の社倉糶保管の任に當るに過ぎず、すべて社倉役所の指揮監督の下に行動した。社倉糶の利用に關しては、村民はもとより村役人も何等容喙を許さざりしもの如くである。

濱田藩領内を出羽組・市木組・跡市組・原井組・三隅組・益田組・疋見組の七組に分ち、各組に割元と稱する大庄屋を置き組内各村の庄屋を統轄せしめた。跡市組庄屋中にて社倉取扱に關して『社倉御取立に付規定書』なる規約を作つてゐるから、恐らく各組毎に社倉に關する規約を設け各村劃一的取扱を行ひしものであらう。而して右の規定書中特に注目をひくのは、凶荒其他非常に際し原則として各村毎に其の村に貯藏せる社倉糶を以て處置し、若しこれにて不足の際は組内に於て相互扶助すべきことを約せることである。後述する如く弘化三年跡市村外數村

に大洪水あり、溺死者多數を出し且つ耕地流失八割に及びし時、藩より社倉租を無償給與したが、此の救済により圍高不足せる村に對しては、一定の圍高以上貯藏せる村より補給をなさしめてゐる。¹⁴⁾

前掲天保八年の觸書にて明かなる如く、社倉創設當初に於ける貯租は村内適當の場所を選定し貯へしめたが、後各村に社倉藏を立て貯藏せしめた。「社倉之義新に造立可有之所御所替以來御入用之品茂相嵩差向御取立難行成」とあり、又「當年の儀 御上様臨時御物入等相嵩候儀に付御普請等難出來赴」とあるよりみれば、社倉藏は藩費を以て造築し與ふる豫定なりし如く思はれる。併し藩財政窮迫の爲であらうか其後計畫を變更して各村の費用にてこれを建設せしめた。尤も社倉藏建築に當つて藩に於て相當援助は與へしものと見え、弘化二年那賀郡西村より社倉建設費銀八百五十拾貫借入方を社倉役所へ願出たるに對し、八百貫を七ヶ年賦にて貸與してゐる。¹⁵⁾

社倉藏には藩主直筆の「永康倉」なる文字を刻せる額を掲げしめたことは前述せるところである。而して社倉藏の管理に關しては郷藏同様大切に異變なき様絶えず見廻り、御直筆の額は別して大切に取扱はしめてゐる。¹⁶⁾ かく藩主親らの額を掲げしめしは、社倉創設に際し其の實施の困難を察し獎勵の一方法として試みし處であらう。

社倉藏は各村に新設するを原則としたけれども、借藏をなし又は郷藏の一部へ仕切をなして貯へし場合も少くなかつた。天保十三年跡市組の記録によるに同組三十一ヶ村中社倉藏既設の村十八ヶ村中未だこれなき村十三ヶ村である。¹⁷⁾ 以て社倉藏造築普及状態の一端を窺ふことが出来る。

社倉租運用の費用及び社倉藏の維持費が如何にして支出されたかに付ては史料を得ることを得ず不明である。

六、社倉の利用

社倉を創案せる朱熹は、自ら記せし「建寧府崇安縣五夫社倉記」に於て、「官粟積於無用之地、後將紅腐不復可食願自今以來歲一歛散既以紓民之急、又得易新以藏、俾願貸者出息什二、又可抑僥倖、廣儲蓄、即不欲者勿強歲或不幸小饑則弛半息、大侵則盡蠲之、於以惠活饑寡、塞禍亂原、甚大惠也」と述べてゐる。¹⁸⁾ 濱田藩の社倉は大體此の方法によつて運用せられしものと考へられる。圍租も時々詰替をなさざれば、變質又は腐敗し食用に供することを得ないから圍租を新穀と更替する一方法として農民に貸付けた。即ち平年に於ても春夏の候作食米に困難せる一般農民に貸與し秋收穫後返納せしむるのである。但し貸付の利息は其年の豊凶を考慮し、年賦返納を許し、或は利息の低減免除をも許した。貸付は各村より社倉役所に貸出を願出で社倉役所は貸出額其他を決定し貸付をなした。次に貸付の一例を示さう。¹⁹⁾

『乍恐拜借證文奉差上候

一、御社倉租十二石也

右者當村内困窮者夫食差支へに付き利付き五ヶ年賦返上御拜借御願奉申上候へば前件之通十二石の辻願之通り御開濟み被仰付難有く奉拜借候御返上之儀は當酉年より來丑年迄一ヶ年に貳石四斗宛利息を加へ五ヶ年の間に元利辻急度御返上仕可候依つて爲後年拜借證文奉差上候如件

酉四月

(延永二年)

跡市村組頭惣代

壽三郎

社倉御役所

右村庄屋

澤津古八郎

原井組西村の社倉租借受の實例を見るに、天保十三年より萬延元年迄十九ヶ年間に、三十三回の貸出が行はれてゐる。²⁰⁾年數より貸付回數多きは一年に數回の貸出が行はれた結果であるが、平時に於ても困窮せる農民の爲に利用せられしことを窺ひ知ることが出来る。

以上述べた貸付は、貸付條件に差異こそあれすべて返納をなさしめし場合であるが、被害甚大なりし時は無償給付を行つた。

前述せる如く弘化三年五月跡市組諸村に大洪水あり、跡市村の如きは溺死者十一人を出し、家屋を流出し或は田畑の砂入其他此の爲に受けたる損害は莫大な額にのぼつた。茲に於て藩は直ちに社倉租を貸付くべき旨を觸れしめ、此度の貸付は條件緩和すべきことを附加し進んで借入を申出べきことを通告してゐる。²¹⁾跡市村は無利息十ヶ年賦を以て、社倉租百八拾石を借用してゐるから、一般に各村共社倉租が救済に利用せられしことと信ずる。併し右の如き救済にてははまだ充分に其の實を擧ぐるを得なかつたであらう。各村に命じて『田畑家屋敷共押流候者田畑皆無押流候者平生極困窮其上水難に而凌兼候者田畑六七步押流候者』を取調べ報告せしめた。²²⁾而して右の調査に基き困窮者に對し人別割及び軒別割兩様を以て社倉租を給與した。²¹⁾

給付の實情を知る一端として跡市村の給與の狀況を示せば、被害甚大なる三拾八軒人數百七拾七人に對し、壹

人に付租壹斗づゝ又壹軒に付八升づゝを與へ、被害の程度やゝ少なき百五拾九軒六百九拾三人に對し、壹人當八升づゝ壹軒當八升づゝを給與し、合計租七拾九石九斗を賑恤した。²³⁾

要之、給付の條件にこそ種々の差等があつたが、社倉租は非常時は勿論平時に於ても春夏の候作食米に困難せる農民の救済に用ひられたのである。

七、社倉租の借上

社倉の目的は、いふまでもなく農民の救済にある。されば此の目的以外に利用することは慎重の考慮の下に行はるべきであつて、殊に政府の財政上に利用するのは最も慎むべきである。支那に於ける諸救荒貯穀制度が失敗に歸したのも、悉く此の理由に出ざるはない。²⁴⁾されば中井竹山の如きも、厳しく貯穀の流用を禁じ、如何程不意に臨時の必要あるも借上べきでなく、假令所替あるも其儘村に止め置き引上べきではないとまで極言してゐる。²⁷⁾併し備荒制度も亦本來の目的を離れ、藩資吸收機關となり或は藩の財政救済に使用されし場合も少くない。岡山藩の社倉・津藩の義倉積立金の如きは此の一例である。²⁵⁾濱田藩も亦財政窮乏より社倉を借上利用した。社倉創設當時如何に窮迫せるかについては既に述ぶる處があつたが、次に示す記録は當時の事情を明かに物語るものである。²⁶⁾

『五月十一日(天保八年)……手元金拜借請ざる輩一席一人出仕せしめ左の如く達す
江戸日記被仰出留

當三月御家中渡方今以不相渡知行取扶持方取之面々は舊年渡方迄滞居下し金有之次第御渡被遊度 思召候得共去春御所替被爲蒙 仰候以來莫大御入用相需候折柄鄉村御引渡遅く御收納及延引其上昨年諸國飢饉に而御領分飢人夥敷御救米大造成事に有之大阪表も先達而之騒動に而御借入金も六ヶ敷追々下し金及遅々去暮御入用不足之仕理方も無之程之御仕繰當時御扶持米御買上其上無據 御公務筋御入用計も莫大之處江戸表御借入金のみに而御仕繰致候儀に付中々以御手も不被爲届此節諸色高直之段被爲及 御聽一同可爲難儀甚以 御不安心不一方御苦勞 思召候依之當節之凌にも可相成哉と極難澁之者へは乍聊御手元金拜借被仰付 候然る處右拜借も不相願氣丈に取續致精勤 御満足思召候御褒美も被下度候得共此節柄御行届不被遊御氣の毒に 思召候猶此上節倫相用取續相動候様 御沙汰に候
右之通 仰出之

五月

かゝる窮乏せる財政状態に於て社会税を借上げ使用せしは、藩としては寧ろ當然のことであつたらう。

前掲天保十二年の圍穀停止の觸書の中に於て「當春社会税三分之一御借之分利租相添來寅より五ヶ年賦御返済可被成候」とて、いまだ社会元租積立豫定の五ヶ年に達せざるに既に借上げ使用してゐる。又嘉永元年の記録に於ても、³⁰⁾

「社会税御借入之分御立渡元租之義は當年之處元居に被成度候様被仰渡候間御時節柄之事故被仰渡候通御諸候而可然様被相考候若し御差支に相成候村方は十八日迄に其赴此の方へ御申出可被成爲念如斯御座候 以上

割 元

九月十三日

とて、藩借入租の返済猶豫を許容すべきや否や各村の意向を問合せてゐる。領民に對する貸付に關しては藩自行ひしも藩の借入に付ては各村に一應の承認を求めしものと思はれる。更に安政元年の記録に於ては、³¹⁾

「社会税御借入被仰付候間左様御承知可相成候尤右之内御上様無据儀に付き御借入に相成申候村々去秋積高之内凡三分二厘□□割合に可相成やに存じ候近日御割合可被仰出候間其之節可申遺候右御借入之分何れ代金納に相成申候間右心當り之分は常村相場にて御拂被成候而然る可く存じ候
右申遺し度く如斯存候 以上

割 元

寅七月廿八日

とあつて、各村社会税を割當て借上ぐべきことを示してゐる。尙「右御借入之分何れ代金納に相成申候間」とあるは、返却方法に窮し藩札を以て支拂ふべきことを意味せるものであらう。

八、社会と幕府貯穀令による圍穀との關係

徳川幕府は、天和年間以後諸藩に對ししばらく貯穀令を發し、以て凶作に備ふべきことを令してゐる。寛政三年にも高壹萬石に付五拾石の割合を以て寛政二年より五ヶ年間領邑に貯穀すべきことを命じ、天保十二年更に令を下して、寛政度の圍穀令による貯穀の外、高壹萬石に付き百石の割合にて、天保十二年より五ヶ年間圍増をなさせ、寛政度の圍穀令による貯穀を消費せる藩は、これを天保十二年度迄に詰戻し、天保十三年度より新規圍穀をなすことを命じてゐる。³²⁾ 而して濱田藩も此の貯穀令に従ひ貯穀圍増の旨を天保十二年十二月幕府へ届出てゐる。³⁴⁾ 右の届出記録によれば、文政四・五兩年に於て寛政年度の貯穀を領内の凶作に全部使用したので、その積戻しは天保九年より同十二年迄に済し、更に天保十三年より新規圍増令による貯穀をなすべき旨を述べてゐる。

當時天保八年より社會糶制度を創設せしことは既述せる處であるが、社會糶の外に寛政年度圍糶令による貯穀をなしたか否かは疑問に屬する。蓋し社會糶の實行にすら困難せる濱田藩が、右の外に貯穀することの困難なりしは當然であらう。又諸記録に徴するも天保九年以後公儀圍糶をなしたる記録は見出し得ないのである。併し幕府に對して圍糶を終了せる旨の届出をなしたるを見れば、恐らくは社會糶を以てこれに當てたのであらう。

九、社會の終焉

慶應二年幕府長州征伐の令を下すや、濱田藩は幕命を奉じて、諸藩の兵と共に長州軍と戦つたが利あらずして長州軍の爲に敗られ、遂に濱田城に火を放つて藩主は出雲に遁れた。長州軍は慶應二年七月十八日濱田に入り濱田領を占領し、進んで銀山天領を攻めた。代官鍋田三郎右衛門は既に任地を棄て、逃走し、銀山領も亦長州軍の手に歸した。以後明治二年大森縣の置かる、迄濱田領、銀山天領共に長州の支配下におかれた。³⁵⁾

藩主松平武聰は、濱田を去るに當り社會糶を悉く領民に分ち與へてしまつたから、社會はこゝに終焉を告ぐるに至つた。³⁶⁾ 即ち、天保八年藩主松平齊厚によつて創始せられてより慶應二年迄、此間三十年間社會が存在してゐたのである。尤も其後備荒貯穀制度が行はれなかつたのではない。民政方より慶應二年及び慶應三年共に各村に生高壹石につき糶五合づゝの貯蓄を命じてゐる。³⁷⁾ 其後明治二年大森縣設置されたる後も舊濱田領に於て『義倉』と稱し、備荒制度が設けられ形式は異つたけれども引繼き實施されてゐた。³⁸⁾

一〇、結 言

徳川時代に於て、米は財政上、經濟上、社會上最も重要なものであつた。従つて當時の農業政策は、米本位の政策であり農民は米の生産者たる意味に於て重要視されてゐた。而も彼等農民は租税の重課、階級的壓迫其他の事情により生活は時代を重ねると共に一層困難となり、辛じて口を糊するに過ぎざる状態となつた。故に一度凶荒襲來するや餓死者を續出したのは蓋し當然のことであつた。併しかゝる状態の招來は單に重大なる社會問題を惹起するのみならず農民の生産力の減退を來す結果ともなるので、彼等に依存し生活する當時の支配階級たる武士にとつて由々しき大問題であつた。されば農民の爲に種々凶荒對策が考究され實施さるゝに至り、かくて徳川末期に於て幕府はもとより各藩共に救荒制度が著しく發達し以て救民の實を擧ぐるに至つた。而して濱田藩の社會の如きも、其の創立に當り貯穀を一般領民より醸出せしめたりしが藩よりも亦出捐し、或は社會藏に藩主直筆になる額を掲げしむる等普及獎勵に務めし處であつて、當初より藩財政救済の資に當つる意圖はなかつたであらう。然るに社會糶が本來の目的とは何等關係なき藩に借上使用されしことしばゝなりしは、何が故であつたらう。これ藩の財政が極度に逼迫し、租税の重課・富商よりの借入其他種々の方策をとりしもなほ及ばず、窮餘の一策として農民保護の爲に設けたる救荒施設をも使用せざるを得ざるに至りし爲であらう。

此の如く救荒制度が藩財政に利用せらるゝ時は、勢ひ農民は一層困窮に陥ることゝなり引いては武士階級も亦

窮乏の度を高むることとなる。かゝる事情は單に濱田藩其他二三の藩の事實に過なかつたであらうか、恐くは然らずして全國共通の事實であつたらう。さすれば近世史上大問題たる封建社會崩壞の一端をかゝる方面よりしても闡明し得らるゝと思ふ。備荒制度研究は此點に重心を置くべきではなからうか。

- (1) 本庄榮治郎博士「日本社會經濟史」五二九頁
- (2) 島根縣那賀郡石見村岡本後人氏所藏(島根縣廳寫本による)
- (3) 松平武修子爵所藏「甲府支族松平家記録」五篇卷之五、五十三、下(島根縣廳寫本による)
- (4)(5) 「天保七年申六月より同九年戌十二月迄記録」(島根縣那賀郡跡市村澤津英勝氏所藏)
- (6) 「島根縣史」第九卷、七四七頁。「那賀郡誌」一三六頁
- (7) 重田定一博士「史說史話」二九六頁
- (8) 「島根縣史」第九卷、七四七頁「那賀郡誌」一三六頁
- (9) 「天保八丁酉十月社倉御取立に付規定書跡市組庄屋中」(澤津英勝氏所藏)
- (10) 前掲「天保七年六月より同九年戌十二月迄記録」
- (11) 「天保十年記録」(澤津英勝氏所藏)
- (12) 「天保十四年卯正月起記録」(澤津英勝氏所藏)
- (13) 「天保十二年辛丑年六月村方役用書記」(那賀郡周布村桑原顯介氏所藏)
- (14) 「五人組御條目帳控」(那賀郡周布村役場所藏)
- (15) 「天保十年亥正月より天保十四年卯正月起記録」(澤津英勝氏所藏)
- (16) 「朱子社會法」三丁
- (17) 「弘化四年記録」(澤津英勝氏所藏)
- (18) 前掲「天保十二年辛丑年六月村方役用書記」

- (21) 前掲「天保十四年卯正月起記録」
- (22) 同上
- (25) 同上
- (26) 農林省米穀部編「支那に於ける四民生活の研究」
耕地制度穀物の名稱
- (27) 「社會私議」(「日本經濟叢書」第十六卷、五〇〇頁)
- (28) 黒正巖博士「岡山藩農政史の研究」(「經濟史論考」)。上田藤十郎氏「津藩の荒政」(「經濟史研究」第七號)
- (29) 前掲「甲府支族松平家記録」五篇卷之五、五十三中
- (30) 前掲「弘化四年記録」
- (31) 「起嘉永七年寅正月記録」(澤津英勝氏所藏)
- (32) 「徳川禁令考」
- (33) 前掲「甲府支族松平家記録」五篇卷之五、五十三、下
- (34) 「島根縣史」第九卷、七四九頁、七五〇頁。「那賀郡誌」一三九頁及び一四五頁
- (35) 「慶應貳年寅七月廿四日より日記」(澤津英勝氏所藏)
- (36) 「濱田縣歴史附録」(舊濱田縣政治部(島根縣廳所藏))
- (37) 「濱田縣歴史附録」(舊濱田縣政治部(島根縣廳所藏))
- (38) 「濱田縣歴史附録」(舊濱田縣政治部(島根縣廳所藏))

第四章 濱田藩跡市組の人口

一、緒言

徳川時代に於ける人口に關する研究は、既に屢々試みられたる所であつて、その前半に於ては急速に増加せるも、その後半に於ては殆んど靜止の状態を呈したりとせられてゐる。しかしこれは我國の人口を全國的に通觀せる場合であつて、各地方の人口は、必ずしもこれと同様なりと斷定することは出来ない。地方によつては特殊の事情存在し、寧ろ全國の傾向と異なる現象を呈せしものもあらう。而してこれ迄試みられたる人口の研究は、主として全國的人口に關するものであつて、各地方の人口の具體的研究はいまだ多しとしない。若しかゝる研究が續々公にせらるゝならば、徳川時代に於ける人口の研究は今より一層正確となるであらう。本稿に於て、石見國濱田領内の一地方に於ける人口の事例を述ぶるは、全く上述の意圖に出でしものに外ならない。

二、跡市組の人口數

(イ) 享保年間より慶應年間に至る人口統計 濱田藩は、村數百七十餘箇を有し、現在の島根縣那賀郡、邑智郡、美濃郡に互る地域を占めてゐた。而して同藩に於ては領内を七ヶに分ちその各々を組と稱し、各組に割元(又は割元庄屋)と名づける大庄屋を置いた。割元は、藩廳の指揮監督の下に組内各村の庄屋を統べ、組内の行政



圖の組市跡藩田濱年九曆寶

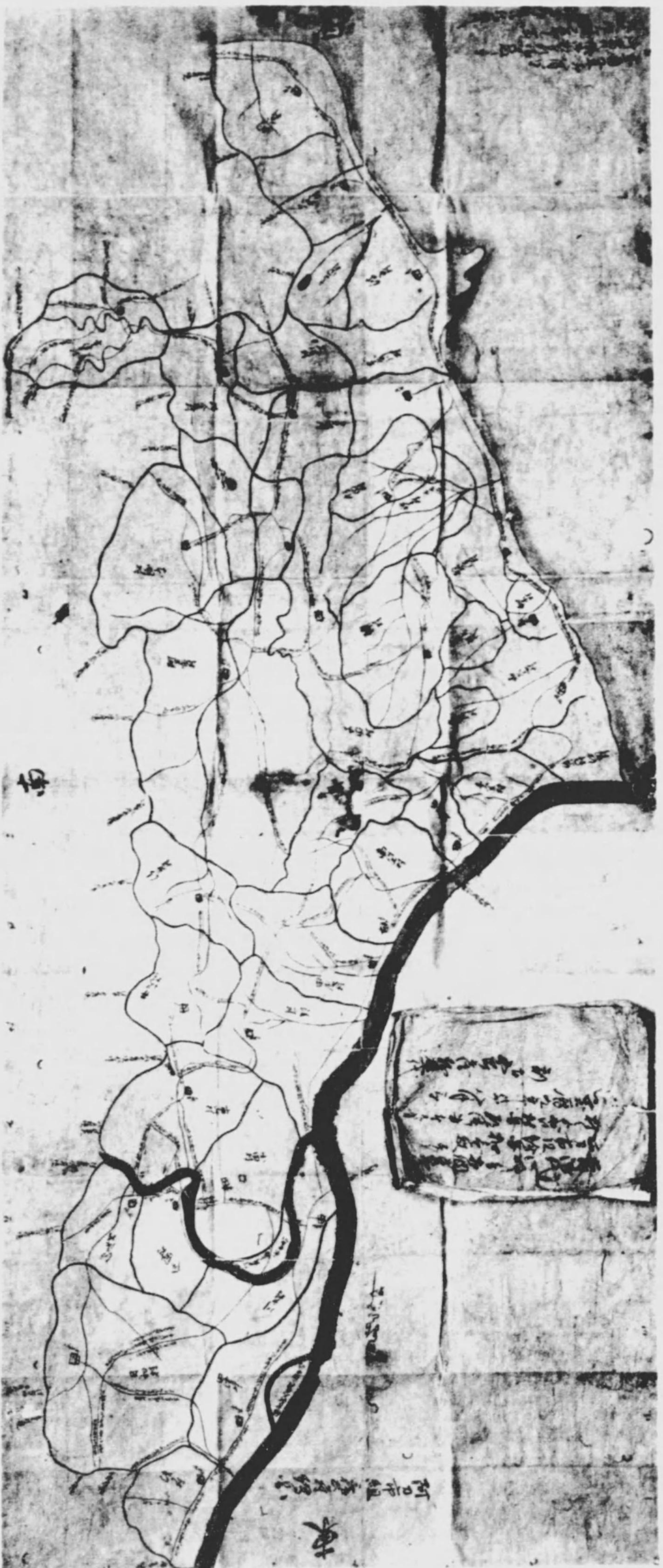
第四章 濱田藩跡市組の人口

一、緒言

徳川時代に於ける人口に關する研究は、既に屢々試みられたる所であつて、その前半に於ては急速に増加せるも、その後半に於ては殆んど靜止の状態を呈したりとせられてゐる。しかしこれは我國の人口を全國的に通觀せる場合であつて、各地方の人口は、必ずしもこれと同様なりと斷定することは出来ない。地方によつては特殊の事情存在し、寧ろ全國の傾向と異なる現象を呈せしものもあらう。而してこれ迄試みられたる人口の研究は、主として全國的人口に關するものであつて、各地方の人口の具體的研究はいまだ多しとしない。若しかゝる研究が續々公にせらるゝならば、徳川時代に於ける人口の研究は今より一層正確となるであらう。本稿に於て、石見國濱田領内の一地方に於ける人口の事例を述ぶるは、全く上述の意圖に出でしものに外ならない。

二、跡市組の人口數

(1) 享保年間より慶應年間に至る人口統計 濱田藩は、村數百七十餘箇を有し、現在の島根縣那賀郡、邑智郡、美濃郡に互る地域を占めてゐた。而して同藩に於ては領内を七ヶに分ちその各々を組と稱し、各組に割元(又は割元庄屋)と名づける大庄屋を置いた。割元は、藩廳の指揮監督の下に組内各村の庄屋を統べ、組内の行政



三、跡市組市組 享保九年九月

其他一般事務に當つた。各組の構成は次の如くである。

出羽組	高凡七千八百石	二十七ヶ村	三隅組	高凡九千六百石	二十五ヶ村
市木組	凡七千六百石	九ヶ村	益田組	凡八千八百石	二十六ヶ村
跡市組	凡九千石	三十六ヶ村	正見組	凡二千七百石	十六ヶ村
原井組	凡壹萬千石	三十三ヶ村			
計高凡五萬六千六百石		七組	百七十二ヶ村		

本稿に於て述べんとするは、右の内跡市組三十六ヶ村の人口に就いてである。

(註) 濱田領は、慶應二年長州征伐に際し、同年七月長州軍のために占領せられた。長州軍は進んで天領石見銀山領をも其の掌中に收めた。以後濱田領及び銀山領は共に、長州藩の配下に屬し、明治二年大森縣設置に及んだ。私の後に示す人口統計中には慶應四年のものを含むが故に、嚴密の意味に於ては全部の人口統計を濱田藩のそれとはいひ得ない。併し慶應四年の人口數を濱田藩の人口と呼ぶも、人口統計には何等關係なきを以て便宜上この人口數も濱田藩の人口として取扱ふ。

跡市組は、現在の島根縣那賀郡及び邑智郡の一部であつて、濱田城下を去る東方約二里の地點より江川河口に至る間の日本海の沿岸及びこれに接して中國山脈に向へる一帯の山地を占め、東は江川によつて天領石見銀山領に境し、濱田領の最も東部に位する地方である。跡市組住民は、後に示す職業別統計に明かなる如く、農民その大部を占め、漁夫これに次ぎ、商人は稀であるから、同組は海岸部に於て幾許かの漁民を交へたる農村といふべきである。(後出第二表参照)

跡市組の概観は以上の如くである。而して同組の人口中明かなるは、享保二年より慶應四年に至る百五十一ヶ

年間の八事例である。従つて本研究に取扱ふ所は跡市組に於ける徳川時代後半期の人口に就いてである。尙本稿は主として、同組の割元を世襲したる澤津家の後裔島根縣那賀郡跡市村澤津英勝氏所藏の史料によつて草したるものである。引用古記録中單に書名のみを記し所藏者名を記せざるは、悉く同氏所藏の文書である。

第一表 濱田藩跡市組(三十六ヶ村)人口統計表

年號	元	年間	家數	總人口	男	女	總人口増減	平均増減率	寛延三年の人口に對する百分比	備考	出典
享保	二	二、三三七	一、五二	八、四四〇	四、三九五	四、〇四五	一〇〇・〇〇		六三・二四	エ名五一人	「享保二年西五月御巡見様御尋之時申上覺」
延享	三	二、四〇六	二、五五	一三、五五三	六、八九七	六、六五六	五、〇七三	二〇・七三	一〇・一元	「延享三年寅四月小物成浮役銀共々田畑石高寺社總家數」	「延享三年寅四月小物成浮役銀共々田畑石高寺社總家數」
寛延	三	二、四一〇	四	一三、三三六	六、七九九	六、三三七	一、六八二	三・〇九	一〇〇・〇〇	「寛延三年午五月跡市組人高數」	「寛延三年午五月跡市組人高數」
寶曆	六	二、四一六	六	一三、八四〇	七、〇三三	六、七二二	四六八	五・八四	一〇三・五二	「寶曆六年三月跡市組人高數」	「寶曆六年三月跡市組人高數」
寛政	元	二、四四九	三三	二、九六	一四、八七三	七、六九〇	一、〇五八	二・三三	一一・四三	「寛政元年己酉年五月御巡見様御行政之節御案内手鑑帳」	「寛政元年己酉年五月御巡見様御行政之節御案内手鑑帳」
文化	八	二、四七一	三三	一八、七五	九、五九一	八、八四二	三、〇三三	一〇・四〇	一三六・九三	「文化六年未春三月宗門御改帳」	「文化六年未春三月宗門御改帳」
天保	九	二、四九八	二七	四、〇〇九	一八、六九五	九、一七六	四二〇	〇・八五	一四〇・八	「天保九年閏四月御巡見様御通行之砌御案内手鑑帳」	「天保九年閏四月御巡見様御通行之砌御案内手鑑帳」
慶應	四	二、五二八	三〇	四、九〇三	一八、七三二	一六、三三九	四、八五九	八・六七	一七六・四九	「慶應四年六月當組村々家數」	「慶應四年六月當組村々家數」
享保	四二	二、五二	一五	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四		

備考 總人口數にはエ多、エ名、茶釜、乞食の數を含まず

(口) 人口統計表の性質及び内容 前掲表(第一表)に含まれたる人口の書上の目的は、各年必ずしも同一ではない。享保二年、寛政元年、天保九年の書上は、幕府巡檢使案内の爲に作られたる帳簿の記載である。又延享三年、寛延三年、寶曆六年及び慶應四年のものは、單純なる人高書上であるがその中寛延三年及び寶曆六年のものは、人高改帳に「江戸御改へ出す」の記入があり、また共に子年なることから考へて幕府の人別改令に依つて調査せしものと思はれる。更に文化六年の人高は、宗門帳より得たる數字である。

史料に収録されたる人高書上の範圍は各年略々同様である。即ち百姓・町人・漁師・社寺院内居住者・醫師・山伏・盲人等の平民であり、乞食・エ多等は、平民と區別して記入せるものもあり又全く記入を缺きしものもある。(第一表の總人口は平民のみの數である。エ多・乞食等の數が判明せるものは備考欄へ記入せり)。尙武士及び帳外の無籍者の記入なきは勿論である。

次に人高書上年齡をみるに、徳川時代に於ける人高書上年齡は、各藩によつて異なり、或は六歳以上を悉く計へ(島津、伊達等)、或は二歳以上を計算し(池田、蜂須賀)、或は十五歳以上に限る(前田)、等區々である。濱田藩に於ては果して何歳以上を計へたかは史料を缺くを以て不明である。

尙此等の人口數は、實地調査の法によらず、恐くは宗門帳等より書上げたものであらうし、又假りに實地調査が行はれたとするも、當時は調査方法が不備であつたらうから、二重書上、調査漏等も少なからざりしことが想

像せられる。

以上述べし所にて明かなる如く、第一表に記載せる人口は、武士、無籍者、賤民等を除外したる平民のみの人
口統計であり、又其の書上年齡に就ても明瞭を缺き、而も又實地調査による人口書上とは考へられざるを以て該
表を以て直ちに跡市組の正確なる人口統計とすることは出来ない。

乍併、「延享三年御巡見□□手鑑帳」なるものに記載せる人高は、一萬三千五百四十二人とあつて、第一表中に
示す同年の人口書上高と僅かに十一人の差であることからも、此の人口書上に對して相當の信頼を置くこと
が出来てあらうし、又統計に除外せる人高に就いて見ても、エ多・エ名等の如きは、該表(第一表)に明かなる如
く、極めて少數であり、又農漁村なるが故に武士の居住は殆んど考へられず、無籍者も亦少數なりしこと、思は
れる。さればたとへ第一表は跡市組人口の正確なる統計を示すものではないにしても、該表によつて同組人口増
減の趨勢を考察することは差支へなからう。

三、跡市組人口に関する検討

(イ) 概 観 本研究に於て主眼とする處は、跡市組に於ける人口増減に関する検討である。しかしなが
ら、職業別、身分別の觀察をなすことも亦必要である。而して跡市組に就いてこれに關し二箇の事例を得たに過
ぎないが、こゝに示せば次の如くである。

第二表 濱田藩跡市組寛延三年及び寶曆六年職業別人口統計表

職業	寛延三年		寶曆六年		兩年度間 増減數
	總數	各職業間 百分比	總數	各職業間 百分比	
寺院	一五	一・六	一五	一・三	一
社人	一〇六	〇・七九	一一	〇・八〇	五
山伏	一六	〇・三	一五	〇・二	一
醫師	六七	〇・五〇	七	〇・五二	四
百姓	一、〇七二	九〇・四五	二、二三五	八八・五七	一、一六三
町人	二九	二・二〇	二九	二・一〇	三
漁師	六四	四・六八	九七	六・七二	三三
尼	一	〇・〇一	一	〇・〇一	一
盲人	二二	〇・〇九	九	〇・〇七	三
僧	六九	一・一六	七〇	一・一三	一
內譯	三三		三三		
山伏	三三		三三		
社人	一三		一八		
醫師	一六		一九		
百姓	一、二七		二、三九		
町人	一四		一四		
漁師	三八		四七		
尼	一		一		
盲人	七		四		

寛延三年と寶曆六年とは相去ること僅かに六年であつて、長年の推移を窺ふことは出来ないが、跡市組の職業別による人口構成の大體は察知し得る。

跡市組に於て人口の大部分を占めたものは農民である。寛延三年には壹萬二千七十二人で跡市組人口の九〇・五%を占めてゐるが、寶曆六年に於ても壹萬二千二百三十五人であつて全人口の八八・六%を示してゐる。農民に次いで多數を占めてゐるのは漁夫であつて、寶延三年には六百二十四人で全人口の四・七%であるが、寶曆六年には著しく増加し、九百二十七人となり全人口の六・七%を占め

合計	一三、三四六	100.00	一三、八二四	100.00	四六八
----	--------	--------	--------	--------	-----

備考 寛延三年の統計は「寛延三年午五月跡市組人高並牛馬數改帳」に依る
實曆六年の統計は「實曆六年三月跡市組人數改帳」に依る

三年、實曆六年ともに全人口のほゞ二％に過ぎない。其の他は社寺院内の住人及び醫師等であつて、寛延三年には、總數三百五十七人で、全人口の二・七％、實曆六年には、三百六十二人で、二・六％を占むるに過ぎない。以上によつて跡市組の人口を構成する主たるものは農民であり、従つて跡市組の住民の生業は農業を主とし、海岸部に於て多少の漁業が交へられてゐることが判る。

次に跡市組人口の増減に關する考察に移りたい。人口の増減について先づ注意を惹くのは、増加率の大なることである。即ち享保二年より慶應四年まで百五十一年間に於て、壹萬五千百十四人を増加してゐる。これを百分比に見るに享保二年の人口を一〇〇とすれば、慶應四年の人口は、二七九・〇七を示してゐる。而して其の増加率に於ても人口千人につき一年に一一・八五人の増加を示し（以下單に人口増加率又は減少率と呼ぶのは人口千人當り一年平均の率をいふ）、恰も明治年代のそれにも匹敵すべき高率を示してゐる。しかし更に各年代別に詳査する時は、必ずしも増加せる場合のみではなく、延享三年より寶延三年に至る間に於ては、百六十七人を減じてゐる。又増加せる場合に於ても増加率に著しき相違があり、享保二年より延享三年に至る間の増加率は二〇・七三にも及んでゐるが文化八年より天保九年の間は〇・八五に過ぎない。享保二年より延享三年の間に於ては、享保十七年の大飢饉ありしに拘らず、飢饉後十年も經ずして前述の如き増加をなしたるは當時人口増加の傾向が如何に大であつたかを想像し得る。延享三年より寛延三年の間に於ては、延享二年に洪水ありし以外突發的事故なかりし如くであるのに人口減少せしはその理由を究め難い。實曆六年と寛政元年との間には、天明三年の大飢饉があり、天保九年は、天保七年の大凶年の直後であるから、此の兩年度の増加率低きは共に凶年の影響あることを思はしめる。以上述べし處によつて明かなる如く、跡市組人口増減の傾向は甚だ不定であつた。併し享保二年から慶應四年迄の百五十一年間につき通觀する時は、大體に於て人口増殖率大なりといふべきであらう。

(口) 石見國及び濱田藩の人口と跡市組人口との關係 上述せる如く、跡市組に於ては、徳川時代後半に於ても尙人口増加の傾向やまず相當高率の増殖をなせりとなすも、石見國全體及び濱田藩は如何であつたらうか、比較研究するの必要がある。併し兩者に付て長年に汎るの人口統計を得なかつたけれども、明瞭になし得たる範圍に於て示せば次の如くである。

第三表 濱田藩人口増減表

年 號	紀元年數年間	家 數	總人口	男	女	人口増加率(千分比)	人口百分比	出 典
享保 二	二、三七七	一四、三四四	七九、七〇九	四〇、二七四	三九、四三五		100.00	「享保二四年五月御巡見檢御尋之時可申上覺」
延享 三	二、四〇〇	一六、四九九	八〇、五二六	四一、一七四	三九、三五三	二三二	101.01	「延享三年御巡見檢御口手鑑帳」
實曆 一一	二、四二二	一六、八五五	八七、六〇八			五八七	101.91	「御巡見檢御案内手鑑帳」

第四表 石見國人口増減表

年 號	紀元年數	年間	總人口	男	女	人口增加率(千分比)	人口増減百分比	出 典
寛延 三	二、四一〇	六	二二九、五二二	一一一、五八三	一二七、九三九	一・七七	一〇〇・〇〇	本庄榮治郎博士著 「人口及人口問題」 六六頁に依る 大藏省戶籍寮調、日本全國戶籍表 〔經濟史研究〕第七號收載本邦人口表に依る
文化 一三	二、四七六	六	二四五、二〇三	一一八、一六三	一二七、〇四〇	一・七三	一一・七〇	
文政 一一	二、四八八	三	二五七、三九九	一三六、二〇〇	一二一、三九九	四・二三	二七・三三	
天保 五	二、四九四	六	二六四、九四八	一四〇、〇八六	一二四、八六二	四・九三	二〇・六九	
弘化 三	二、五〇六	一三	二二六、九六三	一一三、八七六	一一四、〇八七	八・八〇	一〇七・九四	
明治 五	二、五三三	二六	二五九、六一一	一三三、六八八	一二六、四二三	三・八五	二八・二六	

濱田藩の人口に就いては、享保二年、延享三年及び寶曆十一年の三年度の人口を知りしのみである。これによれば享保二年より延享三年まで四十四年間に於て七千九百七十人を増加し、享保二年の人口を一〇〇とすれば、寶曆十一年の數は、一〇九・九一に當り、人口増加率は二・二五を示してゐる。然るに跡市組に於ては、享保二年より寶曆六年に至る間に於て五千三百七十四人を増加し、寶曆六年の數は、享保二年の數の一六三・六七に當り、この間の人口増加率は一六・三三の高率を示してゐる。

石見國全體の人口に就いては、寛延三年より明治五年まで六事例を得たのであるが、この百十八年間を通じて見るに、四萬九十九人を増加し、一割八分餘の増加となり、増加率は一・五〇に當つておつて甚だ微々たる増加といはざるを得ない。然るに跡市組に於ける寛延三年の人口を一〇〇とせば、同組の慶應四年の數は、一七六・四九となり増加率に於ても六・四一を示してゐる。

跡市組の人口と濱田藩及び石見國の人口とは、同一の年間に於ける人口が明かでなく、多少の喰違があつて比較し得ないけれども、石見國及び濱田藩も共に大體に於て人口増加の傾向にはありし如きも、其の増加傾向は微々たるものであつて、跡市組のそれに比して著しく劣りしものと考へられる。

以上の如く、跡市組の人口が、濱田藩及び石見國の増加率よりも著しく大なりとしても、組内各村が略々同様に増加しつゝあつたであらうか、或は或部分は停止又は減少の傾向を呈せるに、他の部分に於て甚しき高度の増加率を呈せるためか、其の結果を招來せしものであらうか、其の詳細に關しては、跡市組内各村別の人口に就き更に精査する必要がある。

(ハ) 跡市組内人口増減の村別比較 跡市組内各村別人口に就ては、多數の事例を得ることが出来なかつたけれども、組内跡市村に關しては、精細なる統計を得ることが出来た。即ち延享三年から天保七年迄の間に於ては、短きは數年長きは、數十年の間隔ある六例を得、天保十年から慶應三年に至る間は、毎年の連續する人口統計を得た。跡市村の人口に關する検討は、次章に試みる所であるから跡市組内に於ける人口増減の一例としてその大略を示すにとゞめる。

第五表 濱田藩跡市村人口統計表

年 號	紀元年數	年數	家數	總人口	男	女	增加實數	百分比
延享三	一、四〇六	四	一七五	一、三九二	六八七	七〇五		100.00
寬延三	二、四一〇	四		一、三六五	六九二	六七四	減	九八・〇六
寶曆六	二、四一六	六		一、四二二	七二三	七〇八	五六	一〇二・〇八
明和七	二、四三〇	一四	二四二	一、五四四	七五二	七三三	一〇三	一〇九・四八
文化八	二、四七二	四二		一、四六三	七八一	六八二	減	一〇五・一〇
天保七	二、四九六	二五	三二六	一、五八五	八四五	七四〇	二三	一三三・八六
一〇	二、四九九	三	二七九	一、三七一	七〇五	六六五	減	九八・四三
一四	二、五〇三	四	三三六	一、四七七	七九三	六九四	一〇七	一〇六・二二
嘉永元	二、五〇八	五	三三〇	一、四九一	七九八	七〇〇	二	一〇七・六二
安政六	二、五二三	五	三三三	一、四九五	八〇二	六九三	減	一〇七・四〇
文久三	二、五二八	五	三三〇	一、五三二	八五九	六七三	三七	一〇〇・〇一
慶應四	二、五二八	五	三五六	一、五五六	八六五	六九二	二四	一一一・七六
				一、六二二	八六五	七四七	五六	一一五・八〇

在地であり、且つ跡市組制元庄屋も此地に居を構へ、跡市組としては最も重要なる土地であるに拘らず、かゝる

第五表に於て最も注意を惹くのは、天保七年より天保十年の間に於て二百十五人の減少を來せることである。これは彼の天保七年の飢饉の結果なることは想像に難くない。其他に於ては減少を示せる場合もあるが、概して人口増加の傾向にある。しかし、其の増加人口は甚だ少なく、延享三年より慶應四年迄百二十二年間に二百二十人の増加であつて、増加率一・二九に過ぎず、石見全國の増加率とほぼ匹敵する。跡市村は、代官所の所

状態を呈せるに過ぎなかつた。跡市組は前述の如く相当高度の人口増加を示せるに拘らず、跡市村の如く略々静止の状態にある村が存在するならば、他の村に於て異常の人口増加をなせるを考へざるを得ない。跡市村以外の村に就いては、長期且つ連続せる人口統計を得ることは出来なかつた。併し延享五年、寶曆六年、文化八年及び慶應四年の各年村別人口を知ることが得たので、比較に便するため之を表にて示せば次の如くである。

第六表 濱田藩跡市組各村別人口統計表

村 名	村 高	年 數				延享三年—慶應四年		
		(延享三)	(寶曆六)	(文化八)	(慶應四)	增加實數	人口増加率(千分比)	
宇津井	二六三・三六八	三四二	三七六	四三三	四三三	八〇	一・九三	二二・三九
姉金津	一〇八・三六九	一七〇	一四七	一六四	二三六	六六	三・一八	三三・八三
大津	一一四・三三九	一三六	一一一	一一一	一三〇	六	〇・三六	九五・五八
下有福	二八五・五〇四	三三四	三三六	三三六	三〇四	減	〇・七四	九一・〇〇
上福	二二五・二四七	三六一	三五九	四六二	四六一	一〇〇	二・二七	一三・七〇
本明	四三三・五二六	三一九	三六六	三九〇	四六三	一四四	三・七一	一四・一四
千田	四一六・二二三	五〇一	四七〇	五五五	七四三	二四二	三・九六	一四・三〇
跡市	一、二四・三八	一、〇〇〇	一、一三二	一、四六三	一、六二二	二二二	一・二四	一五・一四
清見	一五二・一〇五	一七三	一七	一七三	一七三	〇	〇	一〇〇・〇〇

井澤	二九・三五	三一	二〇七	二四三	三二	〇	〇	一〇〇・〇〇
市山	二七・九〇	五九	六二	七四三	七四二	一四八	二・〇	一五・〇八
江尾	一五・四・六四	三〇五	二八八	三三五	三二七	三三	〇・五九	一〇七・二
今田	三〇七・六四五	二五〇	二四二	二九三	二八〇	三〇	〇・九八	一一・〇〇
後山	二二・三三	三五二	三六六	四六二	五四一	一八九	四・四〇	一五三・六九
小和田	四五・四七九	六二二	六〇一	五六三	四四五	一六七	二・二四	七二・七一
日和	七四・六三一	七二四	八四九	一、〇六	一、〇九六	三八二	四・三九	一五三・五〇
渡里	二四〇・五二六	四六七	四八一	六〇九	六六三	一九六	三・四四	一四一・九七
田津	八六・八四九	三〇七	三〇六	四〇二	四五〇	一四三	三・八二	一四六・五九
川戸	一九九・四九三	五二五	四七八	六六四	八六六	三四一	五・三三	一六四・九五
田原	三三八・五三三	二七五	三〇九	三九〇	三九四	二九	三・五四	一四三・六四
平床	一四八・八一五	一八五	一八四	二二八	三三六	五一	二・二六	二七・五七
南川上	二二三・〇三三	三一四	三六〇	五四六	六四八	三三四	八・七三	二〇六・七七
田野・千金	二二七・五八八	三六七	三六八	五二〇	五〇六	一一九	二・五三	一三〇・七五
嘉久志・久保川	二五三・二五	四二	二七五	一、〇三	一、六六四	一、二五三	二四・九九	四四〇・八七
和木	二二七・一八九	四八〇	四八一	八七七	一、五二六	一、〇四六	一七・八六	三三七・九一
都野津	一三二・〇二	五四五	五九八	一、〇九三	二、〇三三	一、四八七	三・三六	三七二・八四
神	三六九・六六	四七一	四九五	五三六	六三	一五三	二・六五	一三二・二七

神主	二五三・六三六	三四八	四一八	四七三	八一七	四六九	一一・〇五	二三四・七七
飯田	一八三・一五六	一五八	一四五	二二八	二七七	一一九	六・一七	一七五・三二
敬川	四三三・二九九	四九三	四九八	六五四	一、一三五	六四三	一〇・六七	三三〇・三二
波子・高田	一八二・六四	四二	四三三	五八九	一、〇八一	六七〇	三・三六	二六三・〇一
久代	一九五・七五七	二二六	二四〇	四一八	六四一	四〇五	一・〇七	二七一・六一
國分	一三四・六二九	七〇六	六九七	一、一一八	一、七九〇	一、〇八四	二・五九	二五三・五四
計	九、七四・四三六	一三、五三三	一三、八二四	一七、九三〇	三三、五五四	一〇、〇四一	六・〇九	一七四・三一

備考 文化八年の数は寺院神社内住人三四五人(男二一二、女一三二二)の各村別人口不明につきこれを含まず。
各村々高は「慶應四辰正月調之石州濱田大略拔書」(筆者所蔵)に依る

前表(第六表)によつて見る時は、人口増加のみの傾向を示せる村もあるし、減少の一路をたどれる村もある。増加のみの数を示せる村は、宇津井・姉金・本明・市山・日和・渡里・田原・南川上・和木・都野津・神・飯田・敬川・波子・高田・久代の十六ヶ村であつて、常に減少せる村は、下有福・小田の二村である。他の村は或年は増加し、或年は減少し一様でない。しかし仔細に検する時は、各村の人口増減率に甚しき相違あるを發見するであらう。今延享三年の人口と慶應四年の人口につき各村別に人口増減の傾向を比較してみよう。

第七表 濱田藩跡市組内各村人口増加傾向比較表

(A) 人口百分比による配列

延享三年の人口に 對する慶應四年の 人口百分比	村數	村名
四〇〇%以上	二	嘉久志・久保川(四〇四)
四〇〇%—三〇〇%	二	都野津(三七二)和木(三一七)
三〇〇%—二〇〇%	七	久代(二七一)波子・高田(二六三)國分(二五三)神主(二三四)敬川(二三〇)南川上(二〇六)
二〇〇%—一〇〇%	二二	飯田(一七五)川戸(一六四)後山(一五三)日和(一五三)千田(一四八)田津(一四六)本明(一四五)田原(一四三)渡里(一四一)姉金(一三八)神(一三二)田野・千金(一三〇)上有福(一二七)平床(一二七)市山(一二五)宇津井(一二三)跡市(一一五)今田(一一二)江尾(一〇七)清見(一〇〇)井澤(一〇〇)
一〇〇%以下	三	大津(九五)下有福(九一)小田(七二)

(B) 人口増加率による配列

延享三年より慶應四年に至る人口増加率 (千分比)	村數	村名
二〇%以上	三	嘉久志・久保川(二四・九)都野津(二二・三)
二〇%—一〇%	七	和木(一七・八)久代(一四・〇)波子・高田(一三・三)國分(一二・五)神主(一一・〇)敬川(一〇・六)
一〇%—〇%	二二	南川上(八・七)飯田(六・一)川戸(五・三)後山(四・四)日和(四・三)千田(三・九)田津(三・八)本明(三・七)田原(三・五)渡里(三・四)姉金(三・一)神(二・六)田野・千金(二・五)上有福(二・二)平床(二・二)市山(二・〇)宇津井(一・九)跡市(一・二)今田(〇・九)江尾(〇・五)清見(ナシ)井澤(ナシ)
減	三	大津(減〇・三)下有福(減〇・七)小田(減二・二)

延享三年の人口に比し、慶應四年の人口が二〇〇%以上にのぼつた村は、十一ヶ村に過ぎず、二〇〇%以下一〇〇%に位するものは二十二ヶ村、減少を示した村三ヶ村である。又人口増加率に於て見る時は、一年平均千人當り一〇人以上の村十ヶ村、一〇人以下の村二十一ヶ村、増減なき村二ヶ村、減少せるもの三ヶ村である。以上によつて跡市組内各村がほぼ同様なる増加をなせるにあらすしてその傾向に著しく相違があり、而も増加率の大なる村は極少數であつて、大部分の村はさほど高度ならざりしものなることを知るのである。

然らば増加率大なる村の間には何等かの關聯はなかつたであらうか。地理的にこれを見るに、甚しき増殖をなせる村は、無秩序に散在せず自ら一集團をなせることを發見する。即ち増加率一〇%以上の村、嘉久志・久保川・都野津・和木・久代・波子・高田・國分・神主・敬川は悉く日本海に面せる村である。尤も高田村と久保川村とは直接日本海に面してゐないけれども、久保川村は嘉久志村と、又高田村は波子村と合したる統計より得られなかつた。しかし久保川村と嘉久志村及び高田村と波子村は、行政上常に同一體として取扱はれ同一の庄屋によつて支配され、而も日本海沿岸より程遠からざる地點に存在せる村であるから、これ等兩村を日本海に面せる村と同一に取扱つて差支へなからう。

以上述べたる所によつて日本海に面せる十ヶ村と其他の山間部二十六ヶ村とは人口増加の傾向に著しき相違ありしことが判る。而して兩者の人口推移の状態を更に明かにする爲に、延享三年より慶應四年に至る人口實數に就て之を比較對照すれば左表の如くである。

第八表 濱田藩跡市組海岸部及其他の村の人口比較表

(A) 海岸部十ヶ村人口統計

年 號	紀元 年數	人口實數	増加實數	百分比	増加率 (千分比)
延 享 三	二、四〇六	三、六〇〇		100.00	—
寶 曆 六	二、四二六	三、七四〇	110	103.03	1.93
文 化 八	二、四七一	六、三三五	二、四九五	177.76	21.33
慶 應 四	二、五二八	一〇、六八六	四、四五一	294.38	22.52
延 享 三 慶 應 四			七、〇六六		15.93

(B) 海岸部以外二十六ヶ村人口統計

年 號	紀元 年數	人口實數	増加實數	百分比	増加率 (千分比)
延 享 三	二、四〇六	九、八八三		100.00	—
寶 曆 六	二、四二六	一〇、〇七四	一九一	101.93	1.93
文 化 八	二、四七一	一一、六六五	一、六二二	118.34	21.93
慶 應 四	二、五二八	二二、六八八	一、一七三	105.02	1.76
延 享 三 慶 應 四			二、九八五		2.84

(C) 海岸部十ヶ村と其他の村との比

年 號	紀元 年數	人口實數		百 分 比	
		海岸部	其他の村	海岸部	其他の村
延 享 三	二、四〇六	三、六〇〇	九、八八三	26.66	73.34
寶 曆 六	二、四二六	三、七四〇	一〇、〇七四	27.07	72.93
文 化 八	二、四七一	六、三三五	一一、六九五	34.77	65.23
慶 應 四	二、五二八	一〇、六八六	二二、六八八	45.37	54.63

備考 海岸部十ヶ村とは日本海に面せる國分村・久代村・高

田村・波子村・敬川村・都野津村・和木村・嘉久志村・久保川村・神主村を指す。

海岸部十ヶ村に於ては、延享三年より慶應四年まで百二十二年間に人口約三倍となり増加率は一五・九三であつて、甚だ高度の増加率を示してゐる。これに反し他の山間部二十六ヶ村に於ては同じ百二十二年間に於て僅かに三割の人口増加を示し、増加率は二・四八に過ぎず、

前者と格段の相違がある。故に海岸部諸村と山間部諸村との人口の割合も延享三年に於ては二六・八六と七三・一四との比であつたが、慶應四年に於ては四五・三七と五四・六三の比に激變してゐる。

以上論ずる所によつて、跡市組人口の増加の現象につき左の如きことが判然した。即ち跡市組の人口は、徳川時代後期に於ても尙相當著しき増加をなした。而してこれは跡市組内各村がほぼ同様の増加率を以て増殖せるものではなく、大部分の村に於ては、人口増加率甚だ低きに拘らず、海岸部に位置する諸村が異常なる増殖をなせるため他の村の低率なるものを補ひ、かくて跡市組全體として相當高度の増殖を示す結果となつたものである。

四、結 論

本稿に於て、徳川時代後期に於ける石見國濱田藩跡市組内三十六ヶ村の人口に就き考察を遂げた。跡市組の人口は、享保以後に於ても尙相當高度の増加をなしたのであるが、これを仔細に檢する時は、跡市組内各村の中、山間部に屬する諸村に於ては増殖さまで大ならざりしに反し、海岸部に位する諸村が頗る高度の増加を示せるため、跡市組全體としてかゝる結果を生じたるに外ならないのである。元來我國の人口は徳川時代後期に於ては増加の傾向一般に遅々たりしものであつたに拘らず、跡市組海岸部地方が此の如き高度の人口増加をなせることは甚だ注目すべき現象である。而して何が故にしかるか、その理由を究めることは亦興味深き問題であるが、この點に關しては他日を期して論及することとする。

徳川時代後半に於て全國の人口はほぼ静止の状態にありしとするならば、跡市組海岸部諸村の如く異常なる人口増加をなせし地方が存在せし以上、之と逆に人口減少の甚だかりし地方の存在せしことも想像せらるゝし、また全國の現象と軌を一にせる地方の多數なることは明かである。若し此の如き全國各地の人口状態に關する諸事情が明かにせらるゝに於ては、同時代の人口問題の研究は一段の進歩を遂げ、延いては經濟史、社會史等の研究に資すること大なるは疑なき所である。此の意味に於て、本研究が此の方面の研究に寄與する所あるを期待するものである。

- (1) 「島根縣史」第九卷七一七頁
- (2) 本庄榮治郎博士「人口及人口問題」二〇頁
- (3) 同上、二四頁
- (4) 第五章「徳川時代農村人口の一例」

第五章 徳川時代農村人口の一例

——石見國那賀郡跡市村の實例——

一、緒言

我國に於ては、古來米は生活必需品として重要なものであるが、徳川時代に於ては幕府及各藩の財政は、米によつて維持せられ、庶民の經濟生活も亦米を中心として行はれたから、此時代は一に米遣ひ經濟時代とも稱せられてゐる程である。されば米の生産者たる農民は、當時甚だ重要な地位を占めてゐたものであり、従つて農民に關する研究は、徳川時代の政治史、經濟史、社會史の究明に當つてまづ第一に考へらるべき問題であらう。而して農民に就ては之を種々の觀點より研究し得るが、茲には主として人口の點より石見國那賀郡跡市村の事例を擧げて説明しよう。

二、跡市村の人口數

跡市村は、現在の島根縣那賀郡跡市村大字跡市であつて、山陰本線都野津驛より東南約二里に所在し、地勢は

一例といふべきである。而して延享三年より天保七年まで九十三年間は、數年或は、數十年の間隔を有する單獨の人口數であるが、天保十年より明治三年まで三十三年間に就いては毎年の人口統計である。

前掲人口統計表は、農民、町人、僧侶、社家、山伏、盲人等の平民に關するものであつて、乞食、エタ等を含まず、又武士、無籍者を含んでゐない。更に年齢について見るに、當時人口書上年齡は、藩によつて異なり一定せず、濱田藩に於ては果して幾歳より數へたか之を徵すべき記録がないので不明である。それ故、此の統計を以て直ちに跡市村の正確なる統計とすることは出来ないけれども、除外された人高は極めて少數と見るべきであるから、この統計によつて跡市村人口状態の趨勢を検討しても差支へはあるまい。

三、跡市村人口に關する検討

先づ跡市村の男女數の關係を見るに、其の數著しく不均衡なることを知る。即ち延享三年と明和七年に於て女の數が男の數を凌駕したのみで、他の場合は悉く男の數に及ばず、而もその差は非常に大きい。之を百分比を以て示せば、女の數が男の數の九〇%以上に及んだのは僅かに三十六例中八例にすぎない。殊に安政以後其の差甚しく、七〇%臺を呈した年が五回に及んでゐる。かくの如き男女數の著しき相違は、單に跡市村のみにとゞまらず、徳川中期以後に於て、各地に之を見ることが出来る。²⁾何故にかゝる不均衡を生ぜしか、その原因を究明することは、興味深き問題であるが、本稿には之を略する。

次に人口増減の傾向に就て説明せん。便宜上延享三年より天保八年までの不連続の統計と、天保十年以降の連続せる統計とに分つて説明し、然る後全般に關する人口増減を通觀したい。

延享三年より天保八年に至る人口數を見るに、最高の増加は寶曆六年に於ける、人口千人に付き一年平均六・八三人の増加であつて、(以下單に増加率、減少率と稱するは人口千人に付き一年平均の増加率又は減少率を云ふ)最大の減少は寛延三年に於ける四・八五である。

右の如く各年間の増減率に著しき相違があるが、延享三年より天保七年まで九十年間に於て結局百九十三人を増加してゐる。この増加率は一・五四に當つてゐるから増加の傾向が少であつたことが判る。

次に天保十年より明治三年までの數を見るに、人口増加をなせる年數二十二ヶ年、減少せる年數八ヶ年、この中最も増加せるは、安政五年の四十五人(増加率三〇・二六)であり、最も減少せるは嘉永四年の四十九人(減少率三一・六二)であつて、これ亦年々増減の傾向に著しき不同がある。故に此の間の増減の傾向を把握し難いけれども、これを五ヶ年づゝに分ち、各五ヶ年づゝの平均數をとつて觀察する時は、人口増減の大勢を窺ふことが出来る。

即ち、前掲表中『百分比五ヶ年平均』の欄に於て示せる處によつて明かなる如く、其の百分比平均は、後に至るに従ひ漸次増加し、人口増加の傾向にあつたことを知る。又天保十年の人口と明治三年の人口とを比較するに、二百六十一人を増加し、増加率五・九五となるから、天保七年以前の増加率一・五四に比すれば著しき高度の増加

率である。されば、天保以後は相當高度の人口増加をなせし如くであるけれども、天保七年の人口をも考慮に入れる時は必しも然らざることを知る。即ち明治三年の人口は、天保七年の人口より僅かに四十六人を増加せるに過ぎず、増加率〇・八三を示せるのみである。これ天保七年より天保十年の間に於て人口二百十五人を減少せる爲であつて、天保の大飢饉の影響によるものと思はれる。

更に觀察點を代へ人口實數を比較せんに、延享三年の人口は、以後寛延三年を除いてはこれ以下に下ることはなかつたが、天保飢饉の爲か人口激減し、九十三年後の天保十年に於ては、實に延享三年の人口より少なきこと二十二人を示し天保十二年に於て延享の人口に復歸してゐる。又天保七年の人口をとつて考ふるに、人口激減の後には人口容易に増加せず、三十二年後慶應二年に於て漸くこれを凌駕するに至つてゐる。此の如くであるから、延享三年より明治三年迄百二十四年間を通覽しても、人口増加は誠に微々たるものであつて、二百三十九人を増加せるに過ぎず、一年平均二人弱の増加に當り増加率一・三九を示せるに過ぎない。

以上説明せる處を綜合して考ふるに、延享三年以後大體に於て増加の傾向にあつたけれども、其の増加率は甚だ低く、一度天災疫病其他人口の増殖を妨ぐべき事由生ずる時は忽ち減少を來した。而して人口の小減少の場合に於てすら、數年乃至十數年を費して漸く減少前の人口に復する程であつたから、多數人口減少の場合に於ては容易に回復せず、數十年を要せざるを得なかつた。されば跡市村の人口は一進一退し、微々たる増加をなせしものである。

四、跡市村人口と石見國人口との比較

跡市村の人口状態は、前述の如くなりしも石見國全體に於ては如何であつたか、茲に石見國に於ける人口の増減を考察し、跡市村のそれと比較しよう。

石見國人口統計表

年 號	紀元年數	年間	總人口	男	女	増減實數	人口增加率 百分比	出	典
寛延三年	二、四〇〇		二九、五二二	一三、五八三	一〇、七、五九	—	100.00		
文化一三年	二、四七六	六	二五、〇〇〇	一三、一六三	一〇、七、〇〇〇	九、五一一	二一・七〇	一・七	本庄榮治郎博士著 「人口及人口問題」
文政一一年	二、四八八	二	二七、三九〇	一三、一〇〇	一〇、二、三九	四、九一	二七・三	四・三	
天保五年	二、四九四	六	二四、九〇八	一〇、〇八六	一〇、八二二	三、六三三	一〇・六九	四・九	六六頁ニ依ル
弘化三年	二、五〇六	二	二六、九三三	一三、八七八	一〇、〇五五	二〇、七七七	一〇七・九四	八・八	大藏省戶籍寮調、「日本全國戶籍表」 經濟史研究第七號收載本邦人口表ニ 依ル
明治五年	二、五三三	二六	二九、六二二	一三、一六八	一〇、四五四	二、三六〇	二八・六	三・五	

石見國の人口は、寛延以後大體増加の傾向であつたが、天保五年より弘化三年の間に於て激減を來せし爲、結局寛延三年より明治五年まで百二十二年間に於て、僅かに四萬九十九人の増加となり、増加率は一・五〇となつた。而して跡市村の人口と之とを比較するに兩者の比較年數に多少の相違があるから正確を期し難いけれども、

跡市村に於ても明治三年の人口は、寛延三年のそれに對して一割九分餘の増加となり、略々等しき率を示してゐる。これによつて推察する時は、徳川中期以後に石見國に於ては、人口増加の現象は甚だ微々たるものであり、其の一村たる跡市村に於ても石見國全國と殆んど同一の状態にありしことを推論し得る。

五、結 論

徳川時代の全國人口は、其の前半に於ては概して増加の傾向を呈したが、中期以後に至つては増殖遅々として進まず、殆んど靜止の状態にあつたものとされてゐる。而して其理由に就ては一般的に種々の事情を數へることが出来るが、農村の特殊事情としては先づ租税の重課を考へなければならぬ。當時幕府及び各藩の財政は、時代を下ると共に次第に困窮を加へ爲に勢ひ租税の重課となり、農民は苛斂誅求に苦しみ、彼等の生活は甚しく困難となつた。かくて農村を捨て、都會に走るもの續出するに至り、而も、墮胎陰殺の惡風が一般に瀰漫し、農村人口の増殖は停止するに至つた。本稿に於て述べたる濱田藩跡市村の人口状態は、まさに這般の事情を裏書するものといふべきである。

(1) 筆者所藏

(2) 例へば、「飯石郡誌」(島根縣)九五六頁以下

鳥羽正雄氏「江戸時代に於ける農村人口増減の一二例」(歴史地理)第五十三卷三號八二頁以下

第三篇 役畜賃貸借の研究

第一章 出雲地方の鞍下牛

一、緒 論

農業經營に於て、勞力需要の程度は時期に依つて著しい相違がある。春期水稻植付時期及び秋期收穫時期が特に多量の勞働を必要とするから、小農家は自家勞力のみでは不足するを常とする。此の對策として、雇傭勞働と畜力の利用とが一般に行はれる。而して役畜を利用する場合に於ては、自家に飼育し使役するを原則とするけれども必要時期に限り一時賃借し使役することもある。

役畜賃借の慣行は、全國に存在し、特に島根・鳥取・香川・徳島・石川・富山各縣の如く、一定地方相互間に年々同一形式により賃借が行はれ、その頭數も數千頭に及ぶ地方もあり、農業經濟上甚だ重要な問題である。私は本邦に於ける役畜の賃借に付き調査研究をなすつゝある。

出雲地方には、古來『鞍下牛』なる名稱の下に各郡に互つて耕牛を賃借する慣行がある。島根縣農會の調査によると、昭和三年出雲一三六ヶ町村中賃借をなせる町村六六、借入をなせる町村三四であつて、貸出頭數一、二

六〇頭、借入頭數一、四三八頭の多數を算してゐる。²⁾
 本稿に於ては出雲地方に於ける鞍下牛につき論述せんとするのである。

二、鞍下牛の概念

(イ) 語源及び起源 賃貸借耕作牛を『鞍下牛』なる特種の名稱を以て呼ぶのは、出雲國のみに限らない。私の知つてゐる範圍でも、兵庫縣・廣島縣・岡山縣・鳥取縣等に於てかく呼んでゐる地方がある。

語源については、「日野郡史(鳥取縣)」によると、『耕牛借入料のことを鞍下タといへり』とあり、又岸良一氏は『鳥取縣・島根縣の山間部又は山間部平坦部を一體系とした處に鞍下牛なる慣行があるが、其の意味は「鞍を装し、課役に依つて畜牛の減耗する事を鞍下がたつ」と云ふ事から生れたそうである……』⁴⁾と述べておられるから、『鞍を装し勞役に服せしむる牛』の意の如く解せられるけれども、いまだ明確にその語源を明かにしない。

起源も亦不明であつて、文獻も見當らないし、古老・牛馬商について質しても、たゞ古くから行はれたと答へるのみであつて、果していつから行はれたか判らない。併し『鳥取縣日野郡、岩美郡地方では天保年間既に組織立つた取引があり』⁵⁾且つ前述の如く中國山脈を圍む廣汎なる地方に於て、鞍下牛といふ特種名稱が用ひられるの

であるから、餘程古くから行はれたことは想像しうる。

(ロ) 鞍下牛の意義 然らば、現在出雲地方に於ける鞍下牛の意義は如何であるかといふに、『春期に於ける水田耕作に要する勞力の不足を補ひ、又は節約する目的を以て、一定時間主として一地方から他地方へ移動し賃貸借される耕作牛をいふ。』のである。

鞍下牛は賃貸借される役牛而も農耕用に使役される牛の名稱である。愛知、山形等に於ては使役者付の賃貸借が行はれるが、鞍下牛は牛そのもの、賃貸借であつて使役者には附屬しない。出雲地方では農業上馬は殆んど利用しない。従つて耕作には牛を使役する。島根縣農會の調査によると、昭和二年出雲國各郡耕牛頭數は、一四、九五八頭であるのに耕馬頭數は二一六頭にすぎぬ。⁶⁾

農業上役畜の利用は春期水田耕作に限るわけではないが、出雲地方では畑の耕作には役畜を利用せず、又秋期收穫時期に賃貸借する慣習はない。仁多郡、飯石郡の一部に於ては『据鞍』^{すゑくら}と稱する慣行がある。これは農家が畜牛所有者より借入れ周年飼育し、耕作、採肥に利用するもので、預託飼育とも見るべきものである。私のこゝでいふ鞍下牛は春期水田耕作の爲に借入する一時的賃借であつて、『据鞍』は私の説明せんとする鞍下牛といふ中には含まない。

鞍下牛は、概して牛を飼育する地方から飼育せざる地方へ相當期間貸出される。(例外的に飼育地方であつて而も

一方借入する地方がある。従つて貸出地方と借入地方とは自ら區別があり、而も年々定まれる地方相互間に貸借されるのを普通とする。しかし同一郡内稀に同一村内に於ても農業事情を異にする場合には貸借が行はれるけれども、單に一日や二日近隣から借入使役する場合は鞍下牛と呼ばぬ様である。水田耕作に利用する期間は借入地方の事情によつて一定しないが長きは七、八十日に及び短かきは十四五日位である。

以上の如く、鞍下牛は春期挿秧期に貸借される耕作牛であり、而も貸出、借入兩地方が、ほぼ毎年一定してゐるから、貸借借時期になると、少きも七、八頭多きは數十頭隊をなして移動し一偉觀を呈する。

三、出雲國に於ける農業状態

鞍下牛は農業經營上特に米作並びに畜産と密接な關係があるから、先づ順序として出雲國に於ける農業事情の概略を説明する必要がある。

(イ) 地 勢 島根縣は出雲・石見・隱岐の三國よりなり、出雲國は、松江市・八束郡・能義郡・大原郡・仁多郡・飯石郡・簸川郡の一市六郡に分れ、島根縣全面積の約四六%を占めてゐる。

東は鳥取縣伯耆國(西伯郡、日野郡)に隣し、南は中國山脈によつて、廣島縣備後國(比婆郡、雙三郡、高田郡)に境し、西は縣内石見國(安濃郡、邑智郡)に接し、北は日本海に臨んでゐる。(後出第一圖参照)

而して、出雲國の南部には中國の脊梁をなす中國山脈が西から東に走つて、地貌輪廻の老年期に入り削磨作用

の結果、概して高峻でなく高度は一、四〇〇米を出でないから高山性の特色はないけれども支脈中にはこれと匹敵するもの多く、山脈起伏して出雲國一體が一大山地たるの觀を呈し、南から北へ向つて傾斜してゐる。以上の如くであるから、島根縣全面積の七六%は山林で、出雲六郡の内最多は飯石郡の八八%、最少の簸川郡すら五七%は山林であつて、出雲國平均七三%は山林である。(第二表参照)

従つて平地の發達せるものは、甚だ少なく僅かに中國山脈とこれに平行せる島根半島との間、宍道陷落帶の西部に於て、斐伊川・神戸川の沖積地に形成された神戸平原を最大とし、他は中海、宍道湖の沿岸に於て能義郡、八束郡の一部に平野を見るにすぎぬ。

故に前記の平原部は、本地方の主要な農業的生産地域であるが、他の地方に於ても昔から水利に意を用ひ山間の細流をも利用して、耕作に従事してゐるから、全般的に見る時は山地の割合に耕地は發達してゐるといふべきであらう。

(ロ) 農業事情 島根縣總戸數一五一、四八七戸の内農業戸數は八七、四九四戸であつて全戸數の約五八%を占めてゐる。

出雲國六郡について、農業戸數及び農業人口を見ると次の如くである。

第一表 農業戸數及び農業人口

(一) 總戸數と農業戸數

郡名	總戸數	農業戸數	總戸數に對する農業戸數の對する%	全縣に對する農業戸數%
八東	一五、六〇九 ^戸	九、八三三 ^戸	六三・〇	一一・二
能義	八、一七八	四、九一四	六〇・一	五・六
仁多	四、五四五	三、一六〇	六九・五	三・六
大原	六、四六六	四、一五二	六四・二	四・七
飯石	七、〇七八	四、九四三	六九・八	五・六
簸川	二七、四四一	一五、四〇七	五六・一	一七・六
計	六九、三一七	四二、四〇九	六一・二	四八・五
全縣	一五一、四八七	八七、四九四	五七・七	一〇〇・〇

(I) 總人口と農業人口

(昭和三年島根縣統計書)

郡名	總人口	農業人口	總人口に對する農業人口の%
八東	八七、一九五 ^人	六一、二一三 ^人	七〇・二
能義	四四、八八五	二九、九五六	六六・七
仁多	二四、四三七	一七、六六二	七二・三

郡名	總面積	田	畑	山林
八東	三七、六七八 ^町	七、五七五 ^町	四、四九八 ^町	二四、九六九 ^町
能義	三四、〇六五・一	五、二六一・八	一、〇二五・三	二五、一四六・一
仁多	三七、〇四〇・〇	二、六八六・九	七四七・六	二八、七九四・七
大原	一九、七三四・四	二、九九三・三	一、三五七・〇	一四、四二六・九
飯石	六〇、五一一・四	三、八五四・七	一、三八九・三	五三、四一五・二
計	二二、六三七	二五、三一八	八五、七五七	二四二、五四三
全縣	七五六、六八五	四七二、一四三	六二・三	六二・三

(昭和三年島根縣統計書)

耕地の面積は、前述せる如き地勢であるから甚だ少ないのはやむを得ぬ所である。各郡別に田・畑・山林の面積及び關係を示すと次の如くである。

第二表 總面積及田・畑・山林面積各郡別表

郡名	總面積	田	畑	山林
八東	三七、六七八 ^町	七、五七五 ^町	四、四九八 ^町	二四、九六九 ^町
能義	三四、〇六五・一	五、二六一・八	一、〇二五・三	二五、一四六・一
仁多	三七、〇四〇・〇	二、六八六・九	七四七・六	二八、七九四・七
大原	一九、七三四・四	二、九九三・三	一、三五七・〇	一四、四二六・九
飯石	六〇、五一一・四	三、八五四・七	一、三八九・三	五三、四一五・二

全 縣	籾 川		計	
	五二〇、四一七・六	四六、七九二・〇	一一、六〇二・〇	二四・八
	二三五、八二一・一	三三、九七四・一	一四・四	一三、〇二五・九
		五六、六三一・〇	一一・一	三五、六六一・六
				七・〇
				三九〇、一六九・四
				七六・四
				八・六
				二六、四七八・三
				五・五
				一七三、二三〇・九
				七三・五
				五六・六

(昭和三年島根縣統計書及松江、大東稅務署調査)

而して、昭和三年度に於ける島根縣の總生産額は一一四、一八一、一一五圓であつて、内農産物は五一、八七五、三二六圓で總生産額の四五%を占め、生産業中第一位である。これに依つても農業が生産業として主要なる地位にあることを知ることが出来る。農業中に於ても、米作が最も重要なものである。即ち同年度米の生産額は二五、三〇五、九四三圓で各種別生産額の最高位を示してゐるが、更に右の内出雲國六郡からは一六、三六八、九五九圓を生産し、全縣米生産額の六四・六%を占めてゐる。今各郡別の状態を示せば次の如くである。

第三表 生産米各郡別表

郡 名	收 穫	高	價	額	全縣米生産額に對する%
八 東	一四一、七二五	石		三、六〇〇、一〇四	一三・九
能 義	九八、六〇七			二、四五〇、七九三	九・七
仁 多	四三、五五八			一、〇九七、六一九	四・三

全 縣	大 原	飯 石	籾 川	計
一、〇一六、八八九	五三、七九七	五九、四二八	二五六、三一八	六五三、四三三
	一、三二二、七五二	一、五〇四、八六四	六、三九二、八二七	一六、三六八、九五九
	二五、三〇五、九四三			
	五・二	五・八	二五・二	六四・二

(昭和三年島根縣統計書)

次に牧畜狀況について一瞥しよう。

山地面積廣く従つて牧畜特に牛の飼育は盛に行はれる。仁多・飯石兩郡及び能義郡山間部は、殊に飼育頭數多く牧場の設備をなせる所もある。今各郡別飼育状態を示せば左の如くである。

第四表 牛飼育戸數及び飼育頭數

郡 名	農 業 戸 數	飼 育 戸 數	牛		頭 數	一 農 家 當 頭 數
			成 牛	犢		
八 東	九、八三三	三、二八〇	三、四一九	六八五	四、一〇四	〇・四二
能 義	四、九一四	二、五三二	三、二六九	五九四	三、八六三	〇・七九
仁 多	三、一六〇	二、三〇七	三、三三八	四九三	三、八三一	一・二二

全 縣	大 原			飯 石			簸 川		
	計	原	石	川	石	飯	川	簸	計
八七、四九四	四、一五二	四、九四三	一五、四〇七	四二、四〇九	二、三九六	四、〇二七	二、八五七	一七、三九九	四三、五四四
	二、五六六	五、七四〇	三、一三七	二一、四六九	五〇六	一、一九六	六七八	四、一五二	四九、〇四四
	三、〇七二	六、九三六	三、八一五	二五、六二一	九、〇七九	四、一五二	二五、六二一	五八、一二三	九、〇七九
	〇・七四	一・四〇	〇・二五	〇・六〇	五八、一二三	五八、一二三	五八、一二三	〇・六六	〇・六六

(昭和三年島根縣統計書)

而して牛飼育の目的とする所は、主として牝牛の生産、農耕及び採肥であつて、牛耕は各郡共に行はれるけれども、牛馬耕反別は種々の事情慣行等によつてその割合を異にする。最も牛耕の發達してゐるのは仁多郡・能義郡であつて、全田反別の九〇%以上を占めてゐるが、八東郡・簸川郡は比較的發達してゐない。而して簸川郡の牛馬耕反別が著しく少ないのは、斐伊川・神戸川流域の沖積地の大部に於ては耕土深く役畜の利用に適しないからで、八東郡に少ないのは一般に牛耕の慣行がないからである。各郡の牛馬耕状況は次の如くである。

第五表 總田反別と牛馬耕田反別表

郡 名	總 田 反 別	牛 馬 耕 田 反 別	牛 馬 反 別 に 對 する %
八 東	七、六五八・二	一、八八八・三	二四・七

全 縣	能 義					仁 多					大 原					飯 石					簸 川									
	計	能	義	仁	多	大	原	飯	石	簸	計	能	義	仁	多	大	原	飯	石	簸	計	能	義	仁	多	大	原	飯	石	簸
五六、五八九・一	五、二六四・九	二、六九一・九	三、〇〇四・五	三、八二八・二	一、五一〇・五	四、七九四・七	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五
	四、七九四・七	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五	四、三三五・五	二、六三七・九	一、三一五・八	二、七六二・四	九五五・五
	五三・七	四二・三	八・三	七二・二	四三・八	九一・一	九八・〇	四三・八	七二・二	八・三	五三・七	四二・三	八・三	七二・二	四三・八	九一・一	九八・〇	四三・八	七二・二	八・三	五三・七	四二・三	八・三	七二・二	四三・八	九一・一	九八・〇	四三・八	七二・二	八・三

(昭和三年島根縣農事統計)

註 本表は島根縣農會の調査による。島根縣調査の第三表と多少の相違がある。
右の如く牛馬耕が行はれるとすれば、各郡に何程の耕牛が飼育せられるか、又牛馬耕反別と耕牛馬とは如何なる割合を保つてゐるかといふに、そは次表の如くである。

第六表 耕牛馬頭數及び一頭當田耕作反別表

郡 名	耕 牛 頭 數	耕 馬 頭 數	合	計	
				一頭當平均反別	一頭當平均反別
八 東	二、一六一 ^頭	一〇〇 ^頭	二、一七一 ^頭	〇・八二四	〇・八二四

は、能義郡最も多く全借入頭数の七七%を占めてゐる。八束・大原・飯石の三郡には借入は殆ど行はれない。

(八束郡は前表では、借入絶無となつてゐるが、事實多少の借入はあるし又中海沿岸の村では近村又は村内から借入をなす者が相當あるやうである。)

(2) 島根縣農會の調査によると、貸出頭数の最も多いのは、飯石郡鍋山村で一二五頭、借入頭数の最も多い村は能義郡赤江村で三六五頭である。併し鞍下牛は後述する如く、大部分が牛馬商の媒介によつて貸借されるから、貸借頭数の統計中には、其村で實際貸出又は借入れた頭数の外、尙其村の仲介者によつて取扱はれた數を包含する場合もあり、貸出頭數又は借入頭數の多いとされる村は、寧ろ其村を中心とせる地方がかゝる傾向にありと見るのが正當である。

(3) 借入に於て、能義郡は牝牡相半し、他郡は殆んど牡牛のみである。これは能義郡に於ては耕作に牝牛・牡牛共に使役するが他の郡では牡牛のみを使用するからである。

(4) 出雲全體に於ける借入頭數と貸出頭數とは、總數に於て著しい相違がある。

その理由は、(i) 前述の如く現實の貸借頭數と取扱頭數とを混同して集計せること。(ii) 前表の集計は各町村農會の手によつてなされたのであるが、農會は貸借には全然關與せず、牛馬商の媒介によつてなされるから農會では正確な數字を知ることが困難である。(iii) 一番鞍・二番鞍(稀に三番鞍)と稱して、同一牛が異なる地方を轉々して貸付られる場合がある。かゝる場合には貸出地では一頭として計算するけれども、借入總數とし

ては二頭若しくは三頭として集計されることになる。(iv) 更に最も重要な原因は、後にのべる如く、貸借牛の移動の範圍が出雲國內に限られないことである。即ち鳥取縣・廣島縣より借入れられるものがあると同時に鳥取縣・廣島縣へ貸出されるものもある。

縣農會の調査は、以上の如き理由によつて實際數とは相違せる如く思はれる。私が各郡取扱者によつて調査せる結果から推定すると、貸出、借入共に多く、延頭數にして、貸出二、〇〇〇頭内外、借入一、八〇〇頭内外と考へられる。

(□) 貸出地方と借入地方との連鎖 八束・飯石・大原の三郡は、主として貸出をなす地方であり、能義・簸川の兩郡は借入地方である。仁多郡は同一郡内に於て貸出、借入共に行はれる地方である。而して前述の如く貸出地方と借入地方とは判然たる區別があり、而も一定せる地方相互間に於て、年々貸借されるのを常とする。次に私の實地踏査を基礎とし貸出、借入兩地方間の相互關係を示せば次の如くである。

第八表 借入地方、貸出地方相互關係表

借入地方	貸出地方
能義郡平原部	八束郡、能義郡山間部、大原郡、仁多郡、簸川郡、鳥取縣西伯郡
仁多郡	大原郡、飯石郡口部(東北部)、簸川郡(飯石郡隣接地)、廣島縣比婆郡
飯石郡奥部(西南部)	飯石郡口部、簸川郡(飯石郡隣接地)

簸川郡神戸川流域	飯石郡口部、仁多郡
廣島縣比婆郡	飯石郡口部、簸川郡(飯石郡隣接地)
鳥取縣(東伯郡、西伯郡)	八東郡、大原郡、簸川郡一部

以上の諸移動系統中頭數形式等に於て代表的と見るべきものは、

(A) 八東郡 → 能義郡平原部

(B) 大原郡 → 仁多郡

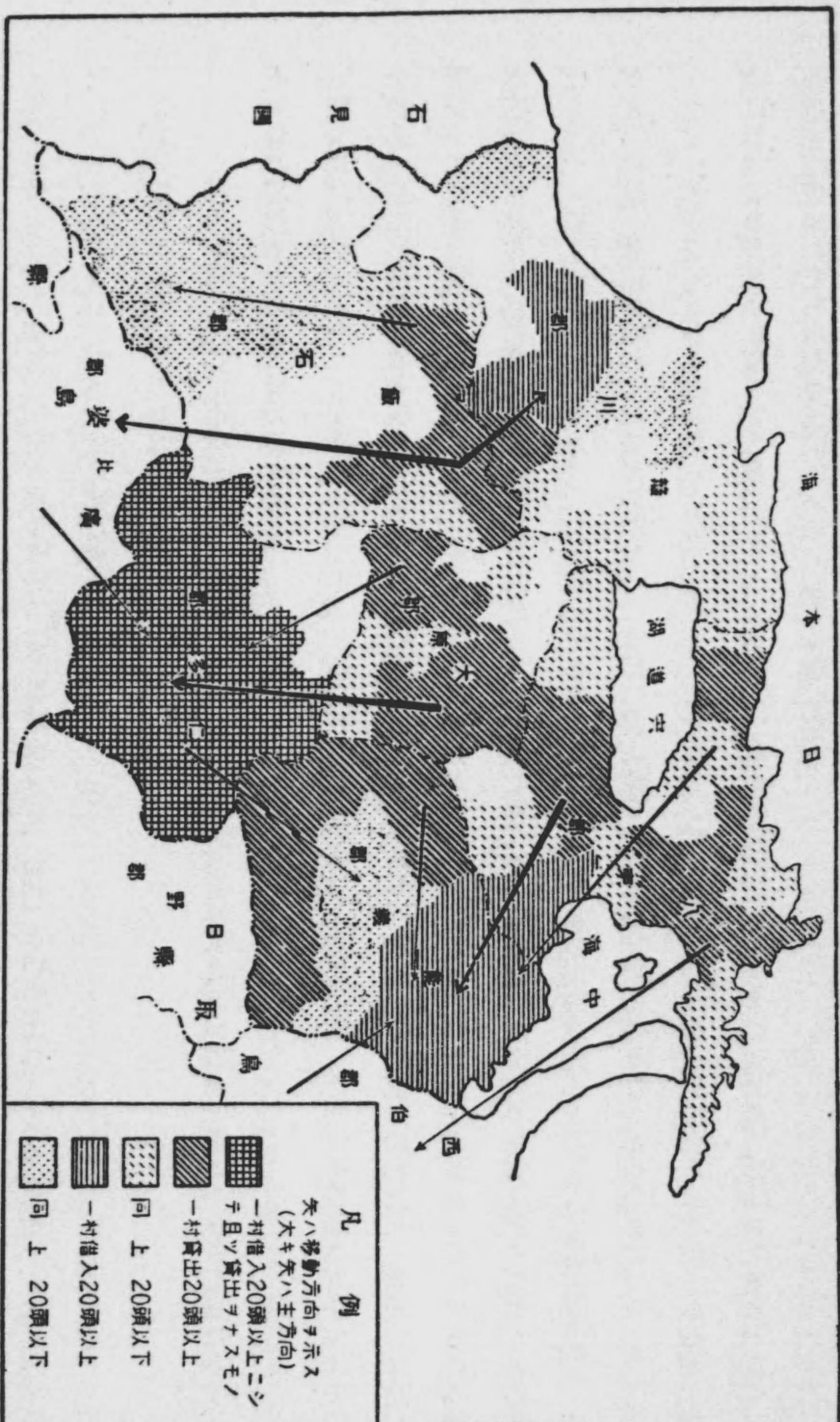
(C) 飯石郡东北部(口部) → 廣島縣比婆郡(一番鞍)
 簸川郡神戸川流域(二番鞍)

(A)並に(B)と(C)とは、貸借の形式、損害の負擔方法、賃貸料の支拂方法、性等を異にし、別筒の移動系統であることは、後述する處によつて明かである。

今貸出地方、借入地方の關係を頭數を加味し、圖を以て示せば次頁の如くである。

以上で明かなる如く、借入地方は平原部と極く山間部とであつて、貸出地方は概ね兩者の中間の高度に位する地方である。

(ハ) 鞍下牛貸借理由 前述せる如く、能義・簸川の平原部及び仁多・飯石兩郡の山間部は、鞍下牛を借入れ、其他の地方は貸出をなすのであるが、如何なる農業状態からかくなれるかを研究する必要がある。



(A) 借入方借入事情 借入地方に於ては、平原部(能義、簸川)と山間部(仁多、飯石の一部)とは其の事情を異にするから區別して考へなければならぬ。

(1) 簸川郡・能義郡(平原部)借入事情

(一) 耕地發達し従つて草地少なく、家畜の飼料とすべき芻草を得ることが困難であるから牧畜盛ならず、而も牛耕の慣行があるから借入使役する。¹⁰⁾

能義郡は、全郡を通じて、牛耕が盛である。即ち五、二六四町歩の水田中四、七九五町歩即ち九一%は牛馬耕を行ふ。然るに同郡平原部飯梨・伯太兩川の流域地方は耕地發達し、草地少く、且つ山林乏しく薪炭に不足し、燃料として藁を使用する程であるから家畜の飼育に好都合でない。而も前述の如く牛耕が甚だ盛んである爲勢ひ春期の水田耕作の爲に耕牛を借入れなければならぬ。併し簸川郡平原部は、能義郡平原部と同一事情にあるに拘はらず、一般に牛馬耕が行はれず、借入使用する地方は、主として神戸川流域の小部(古志・知井宮・鹽治附近)すぎないのは、簸川平原の大部分が沖積地で、水田の耕土深く、耕牛の使用に適せないからである。

(二) 養蠶盛んとなり挿秧時期に勞力不足し借入をなす。¹¹⁾特に簸川郡神戸川流域に於ける現象であつて、此地方は以前より挿秧期に限り借入使役したのであるが、近來養蠶の隆盛とともに益々勞力の不足を來し、従つて牛の借入は近年むしろ増加の傾向にある。(例へば園村近傍)

(2) 飯石郡奥部(西南部)・仁多郡(山間部)借入事情 牝牛を飼育するも之は耕作に使用せず、牡牛を耕作用

に借入れ使役す。此の地方は、牧畜そのものは寧ろ盛んであつて、牝牛を飼育しない農家は全くないといつてよい状態で縣下有數の牛の生産地であるが、飼育の目的は犢牛の生産にあつて、耕作には牡牛のみを使役し牝牛を使用しない。蓋し此の地方は耕土深く體力の弱き牝牛は耕作に耐へず、且耕作に使役せば犢牛の生産力が減退するとなせるからである。其の結果畜力の利用時期には牝牛を放牧し、牡牛のみを使役するけれども、前述の如く仁多郡の牛耕は、能義郡以上に盛んであつて全田反別の九八%にも及び、挿秧期に於ては耕牛に不足を來し各村共に借入れざるを得ぬ。而して挿秧が終れば牡牛を所有するものは、植付の遅き平原地方へ貸出すのである。即ち貸出時期と借入時期とは異つてゐて且つ郡内又は村内農家相互間に貸借が行はれることは稀で、他郡より借入れ、他郡へ貸出すのである。

(B) 貸出地方貸出事情

(1) 八束郡地方 牛を所有せるも自家用に使役せざる爲に貸出をなす。この地方は牛の生産地であつて、多くの農家は牝牛を飼育するも牛耕の慣行殆どなく、牛馬耕田反別は全田反別の二四%にすぎぬ。故に農繁期に飼育するのは煩となるので貸出をなす。従つて此地方から貸出されるのは多く牝牛であるが、其の大部分は能義郡地方へ貸出使役される。

(2) 飯石郡口部(東北部)・能義郡山間部・大原郡地方 所有牛を自家の農耕用に使役するも、使役前若しくは使役後に於て挿秧期を異にする地方へ貸出す。能義郡山間部では、使役後同郡平原部へ貸出をなし、飯石郡にあ

つては、使役前廣島縣比婆郡地方へ又使役後簸川郡神戸川流域地方へ貸出す。大原郡より仁多郡へ貸出されるものは返却後自家の植付直前の作業に使役する。

(3) 飯石郡口部(東北部)及びその隣接地の特殊慣行 鞍下牛は一般に農家が自家用の爲に飼育せる牛の貸借であるが、更に往々鞍下牛として貸與する目的を以て所有し貸附をなすこともある¹³⁾。

飯石郡口部(一宮村・鍋山村等)に於ける鞍下牛は、即ちこの部類に屬するものが多數であつて、其の利用方法も極めて巧妙なものである。この地方の鞍下牛は三月下旬仁多郡地方又は廣島縣比婆郡地方に貸出され、六月上旬返却されると、その多くは直ちに簸川郡神戸川流域地方へ貸出され耕作に従事し七月上旬に歸る。更にこれ等の耕作に従事せし牛は、仁多郡・飯石郡奥部へ預け夏期間飼育を委託する。受託者は此間芻草の運搬及び厩肥の生産等に使用し九月二十日頃返却する(この預託を夏鞍と稱する)。所有者は再び簸川郡神戸川流域地方に預け、冬期間の飼育を委託し(これを冬飼ひといふ)、翌年三月となれば、比婆郡、仁多郡地方へ一番鞍として貸出すのである。而も比婆郡・仁多郡地方は力量が大であつて、強健なる牡牛特に仁多・比婆郡地方産出の牛を好んで耕牛として借入れるから、同地方産出の牝牛を飯石郡地方へ賣却し、其の賣却せる牛を再び鞍下牛として借入れ使役する結果となる。

以上各地方別に貸借事情を説明したのであるが、貸借の生ずる原因は之を通觀すれば次の如きものである。

(1) 農業經營の規模が小であつて、而も牛耕の慣行あること

大經營であれば役畜を飼育使役し又場合によつては機械力を利用するを有利とするが、小經營殊に平原部に於ては、役畜利用の時期少なく、且つ芻草を得ることが困難であるから周年役畜を飼育するのは經營上有利でない。従つて役畜を飼育しないのを普通とする。然しこれ等の地方に於ても挿秧期に於ける勞力の不足を補ふ爲に牛耕の慣行がある場合には借入れ使役するのである。

又貸出農家も一般に小經營であれば、役畜を年中利用することなく、且つ大部分春季挿秧期以後は殆ど利用しないから畜力に餘裕を生じ貸出が可能である。

(II) 農業經營状態を異にする地方が近接すること

役畜を借入れんとしても、これに對して貸出をなす地方が存在せねば借入は不可能である。同一地方であつては、役畜の必要は同時であつて他人の役畜を借入するのは困難である。故に牧畜地方で而もこれを耕作に使役しないか、又は利用するも時期を異にし貸出可能の地方が存在することによつて、借入れることを得るのである。而も貸出地と借入地とが比較的近距离に存在しなければ運搬に費用重み、寧ろ雇傭勞働による方が有利となる。

五、鞍下牛の貸借期間及び鞍下による作業

出雲地方は、氣候概ね溫暖平均氣温一四度内外の所が最も多い。等温線はほぼ等高線に平行し低地に至るに従つて高温となつてゐる。従つて挿秧も中國山脈内の高地から始まり、日本海沿岸の低地に終るは當然である。各郡の挿秧期は大體次の如くである。

仁多・飯石郡 五月下旬—六月中旬
 大原郡 六月上旬—六月下旬
 八東・能義・簸川郡 六月上旬—七月上旬

鞍下牛は既に述べた如く、春期の水田作業に使役する目的を以て借入るのであるから、挿秧期と貸借時期との間に密接な関係がある。即ち貸借の始期は地方事情によつて一致しないが、挿秧期は最多忙期で勞力を最も必要とする時期であるから、鞍下牛も此の時期には必ず借入れられており、挿秧の終了と共に返却されるから挿秧の終了期は鞍下牛借入の終期といふことが出来る。

各農家に特殊の事情があるから、鞍下牛の貸借が何時行はれ、如何なる作業に従事せしめるかを一般的に述べるのは、困難であるが大略をのべると次の如くである。

第九表 鞍下牛貸借期間及び作業表

移動方向	貸借期間	日數	作業
八東↓能義	五月中旬—六月下旬	五〇日	荒起—代掻
飯石↓比婆	三月下旬—六月上旬	七五	荒起—代掻
飯石↓簸川	六月中旬—七月上旬	二〇	植付直前の作業
大原↓仁多	三月下旬—六月上旬	七五	荒起—代掻

(イ) 能義郡平原部は、水田耕作に使用しない八東郡から借入るのであるから荒起から代掻までの全作業に使用し、五月中旬から六月下旬まで借入れる。

(ロ) 仁多郡・比婆郡は、借入時期早く八十八夜前後に借入れる習慣となつてゐる。作業は前者と大差ない。

(ハ) 簸川郡神戸川流域地方は、前述の如く比婆郡・仁多郡に貸出されて挿秧を終へたものが二番鞍として借入れられるから期間も短く、作業も植付直前の整地、代掻の作業に用ゐられる。

徳島縣から香川縣に貸出される耕牛の受渡は、古來阿讃國境山脈中の一定の場所及期日に於て行はれるのであるが、出雲に於ては、受渡の場所はほぼ地方毎に一定せるも、全貸出牛が同一日に授受される様なことではなく、大凡貸借の時期が定つてゐるのにすぎぬ。

前述の如くであつて、鞍下牛として特殊の作業に従事せしめるのではないけれども、數軒共同して一頭の鞍下牛を借入れ、或は借入れた牛を以て他の農家の作業に雇傭され、所謂『賃鋤』『賃代』等に從事する場合が少くないから、鞍下牛は一般耕牛に比し多量の勞務に従事せしめられるのを常とする。鞍下牛酷使問題の主原因はここにある。

六、鞍下牛の貸借形式・契約方法及び損害の負擔

(イ) 鞍下牛の貸借形式 鞍下牛の貸借方法としては、大體次の如きものがある。

(A) 仲介者なき場合

鞍下牛供給者(飼育者)——需要者(借入使役者)

(B) 仲介者ある場合

(1) 供給者——貸出地牛馬商——需要者

(2) 供給者——借入地牛馬商——需要者

(3) 供給者——貸出地牛馬商——借入地牛馬商——需要者

仲介者介在せず直接貸借されるのは、主として親戚又は知人の間に行はれ、特種の場合で一般的方法ではな^{5。}

耕作役畜の貸借に當つて、牛馬商の介在仲介するのは、富山・香川・鳥取各縣に見らるゝ一般的慣行であるが、出雲鞍下牛に於ても亦同様である。就中貸出・借入兩地の牛馬商が仲介斡旋するを最も普通とする。其他兩地いづれかの牛馬商一人にて斡旋する場合もある。而して單純なる斡旋即ち營業外の好意的に仲介をなす場合もあるがこれは例外であつて、主として營利の目的で斡旋するのである。

(四) 鞍下牛貸借契約の締結方法 鞍下牛貸借の方法としては、豫め需要者は自己と取引ある牛馬商に必要な牛の體格・年齢・性を申出でる。牛馬商はこれを纏めて貸借地牛馬商に頭數及び内容を通知する。貸出地牛馬商は、借入申込により、供給者(豫め自發的に申出づる者もあれば 勧誘を受けて貸出す者もある)より、借入れて貸出

時期に一定の場所で授受するのである。(例へば飯石郡より比婆郡に至るものは仁多郡三澤村) 又能義郡平原部では、『鞍下問屋』と稱するものがある。これは貸出地方から借入れて來た多數の鞍下牛を一定の場所に繋留し、需要農家に縦覽せしめ、農家の撰擇に従つて貸付くる仲介者をいふので、貸出地の牛馬商も時には問屋に出張し需要農家に直接貸付をなす場合もある。

以上は、最も普通に行はれる方法を説明したのであるが、他の方法による場合も大同小異である。

供給者、需要者ともに平常自己と取引ある牛馬商に信頼し貸借するのであるから、供給者は自分の所有牛を何處の何人が使役してゐるかを知らないし、又借入使役者も亦何人の所有牛を使役せるかを全く知らないのである。貸借の契約に當つては、借用證書を差入れる場合(主として八束郡・能義郡・大原郡)と、口頭の契約による場合(主として飯石郡・仁多郡)とがある。

飯石郡から仁多・比婆郡へ貸出すものについては、以前は契約證書を作成し、生體を保證する意味で、『命請合證文』と稱してゐたけれども、近時は契約證書を作成せず損害も貸出主が負擔する様になつた。

借用證書に於ては、(i) 牛の見積價格、(ii) 貸賃借料及支拂時期、(iii) 貸賃借貸間、(iv) 性・特徴、(v) 死亡・紛失其他返却不能の場合見積價格の支拂、(vi) 負傷・過度の疲勞等に對する損害金の負擔などを約するのである。

借用證書の一例を示せば次の如くである。

作牛借受證書

一牡牛	毛色	黒色
壹頭	歳	七歳
丈ケ	四尺三寸	

但當昭和參年五月拾參日ヨリ同年六月二十八日迄借受満日ニハ奉返シ可申約定也

此見積價格金壹百五拾圓也

此貸金四拾圓也 但シ借牛奉返シト同時ニ拂出ノ約定也

右牛自分作牛トシテ正ニ借用致候然ル上ハ前記約定ノ通り借牛返却ハ勿論借貸金拂出可申候萬一災害過失等ニ據リ借受牛死亡紛失其他返却スル事能ハサル時ハ見積額及貸金共辨償可仕候勿論負傷疲勞等致シタル節ハ相當ノ損害金ヲ添へ辨償可致候若此上ニモ不都合ノ儀有之候へハ本人受人連帶ノ義務ヲ負擔シ貴殿御指圖ノ通取扱貴殿へハ御損分相掛ケ申間敷候尤モ作牛借受約定ノ際無病壯健ナルコトヲ認メ借受タルニ相違無之候爲後日連署依テ如件

昭和參年五月拾三日

能義郡某村大字某

本人	何	某
受 人	何	某

同郡何村字何	何	某	殿
--------	---	---	---

當事者直接の貸借の場合(牛馬商の單純なる斡旋を含む)、借受人は鞍下牛貸出人に借用證書を差入れるのは當然であるが、牛馬商が仲介し需要者が牛馬商より借入れたる時はその牛馬商に對して差入れるのである。

牛馬商相互間に於ては、數十頭を一纏めとして借用證書を差入れることもあるが概して口頭の契約であり、又

鞍下牛の供給者に對しては其の借受牛馬商は借用證書を差入れない。

(ハ) 鞍下牛の貸借によつて生ずる損害の負擔 鞍下牛貸出中に於ける死亡、負傷等によつて生ずる損害は何人が負擔するかは、契約の事情により、借入使役者が負擔する場合と所有者が負擔する場合とがある。

(一) 鞍下牛所有者が損失を負擔する場合 仲介者の有無に拘らず當然所有者の損失に歸する。飯石郡より貸出す鞍下牛はこれに屬する。以前は前述の如く命請合證文によつて、生體の賠償を約したのであるが、現時は需要より供給超過の傾向ある爲か、かゝる證書なくとも貸附ける者が生じたため勢ひ死亡等の損害も貸主が負擔する様になり、借主は見舞金を以て慰藉するにすぎぬ(見舞金は多くとも牛の價格の半額を出でぬ)。

(二) 借入使役者が損失を負擔する場合 此の場合はやゝ複雑となる。即ち (i) 牛馬商の介在が單純なる仲介の場合は、損害の程度につき貸主、借主の間に立ち斡旋をなすに止まるけれども、(ii) 自己の計算で借入れ轉貸してゐる場合は、使役者に對しては、債權者として辨償を迫るけれども、貸出者に對しては債務者として義務を履行しなければならぬ。萬一使役者が何等かの事情で義務を果さない時は、自分で損失を負擔しなければならぬ。

而して借用證書が作成された場合は死亡・紛失其他の損害は契約書の文面に従ひ、借入使役者は見積價格により死亡牛代金を支拂ひ、負傷、甚しき瘦削、疲勞に對しては損害の程度に従ひ損害金を支拂はねばならぬ。併し實際問題としては、見積價格の全額を支拂ふことは稀であるし、負傷、疲勞等に對しては原因が故意でない限り

は支拂はない。支拂つたとしても極く僅少の金額である。
 損害を貸出者、借入者いづれが負擔する場合であつても、借入使用中負傷病氣等の療養、藥代等の費用は、借主が負擔し且その故障については、借入の仲介をなせる牛馬商へ申出づることとし、牛馬商は直ちに其の程度を調査し貸主に報告することにしてゐる。

七、鞍 下 料（貸借料）

鞍下牛の貸借料を鞍下料と稱する。鞍下料の額を決定する要素は、(i) 耕牛の性及び能力、(ii) 貸借期間の長短、(iii) 貸借の時期、(iv) 鞍下牛需要供給の情況、(v) 米價、(vi) 年齢、等である。
 右の内最も重要なのは、能力である。牝が牝より一般に鞍下料が高價であるのは能力が大であるからであり、調教の善悪が鞍下料に重大な關係があるのは同様の理由による。挿秧直前の借入（簸川郡）は、短期間でも相當高價にのぼる。

鞍下料の支拂は通貨を以てなすを普通とするが玄米を以て支拂ふ地方がある。即ち主として仁多郡、飯石郡、比婆郡で、貨幣經濟の尙發達せざる時代の遺風である。乍併支拂はれた米は、現物のまゝ貸出地まで運搬することもあるが、多額の運賃を要するから借入地で賣却し現金を以て收納する場合も少くない。徳島・香川兩縣下に行はれる貸借牛の貸借料は、往時は米を以て支拂はれたけれども、近時は漸次現金支拂となる傾向があるから、出

雲地方に於ても通貨を以て支拂ふに至るであらう。尤も米拂の地方に於ても從來「菰付」と稱し現金で支拂ふ場合もあるが、その場合は米そのものを以てする支拂に比して安い。

鞍下料が米を以て支拂はれる場合は、貸借料は年々大差ないけれども、現金支拂の場合は米價の高下に從つて鞍下料も高下する。蓋し鞍下牛の借入は米作の目的であるからである。

鞍下料支拂時期は通貨に依る場合は、鞍下牛返却の際で、米穀支拂の場合は收穫後十一月から翌年一月の間であつて、鳥取縣に見る如き前納もなく、又石川縣に於ける如き半額前金、半額は返却の際といふ様なものもない。¹⁷⁾
 鞍下料の計算は日割計算によらず一期間を以てする。勿論期間の長短は、料金に影響するは當然であるけれども、一期間を以て単位とするから、何かの事情によつて返却が多少遅速しても、鞍下料を増減することはない。
 鞍下牛の年齢は三歳以上であるが、三歳、四歳は「てならひうし手習牛」と稱し、耕作方法を教込む意味に於て貸借料は無料若しくは低廉である。

借入期間中の飼育に要する諸費用は借主の負擔である。

第一一表 各系統別鞍下料

移動方向	日數	牝	牝
八東→能義	五〇日	五〇圓—三〇圓	二〇圓—三五圓
飯石→比婆	七五	二〇圓—一〇圓	
飯石→簸川	二〇	二〇圓—一〇圓	
大原→仁多	七五	四五圓—二五圓	

以上の如くで各郡の鞍下料は一定しないが、昭和三年度の概數をあげると上の如くである。
 尙牛馬商が介在し仲介するから右の外に周旋料を考慮しなければならぬ。

- (1) 牛馬商が單純なる斡旋をなす時は、當事者は祝儀又は謝禮等の名義に於て若干金を支拂ふ。
- (2) 牛馬商が營業として周旋をなす場合には、(i) 鞍下料の一定歩合(例へば一割若しくは二割等)を手數料として要求することもあるが、(ii) 然らざる場合もある。この場合には借主の支拂ふ鞍下料と貸主の受取る鞍下料との差額が貸借に要する費用(飼料・移送費・間屋手數料等)並びに仲介者の所得を包含する。

八、鞍下牛貸借の農業經濟に及ぼす影響

鞍下牛の貸借が農業經濟上如何なる影響を及ぼすかの問題については、貸出農家と借入農家とに分つて考へる必要がある。

(4) 貸出農家に及ぼす影響

(A) 利益と認めらるゝ點

(1) 餘剩力を貸與して一定の収入を擧げることが出来る。

八束郡から貸出さるゝ鞍下牛は自家の耕作に全然使用しないものであり、其他の地方でも自家の挿秧前又は後に貸出すのであるから、之により何等自己の經營に支障を及ぼさない。(挿秧前の場合には多少の支障があるとしても鞍下料の収入を得る方がより有利である)。而も一定の鞍下料を取得するから經濟上有利である。

(2) 貸借期間中は飼育の爲に勞力及び費用を支出する必要がない。

鞍下料の項で説いた如く、貸附期間中の飼育に要する諸費は、借入者の負擔であるから、此期間中は、飼育の勞力、費用の支出を要しない。

(3) 貸出をなす目的を以て所有するものの利益

貸出をなす目的を以て所有せる飯石郡口部地方の鞍下牛は貸出期間外夏期預託飼育中委託者は運搬に使役し且厩肥を採取する理由で飼育料は無料であるが、冬期預託中は相當の飼育料を支拂ふ。(四の(B)参照)。併し大體二番鞍下料とほぼ同額であるから、結局牛一頭につき年に米一石乃至二石の収益を得ることが出来る。故に同一價格の田畑を所有するよりも一般に多くの収入を得ることが出来る。

(B) 不利益と認めらるゝ點

(1) 過度の勞役に服し體力の消耗が大である。

鞍下牛は、既に述べたる如く、概して一般耕牛より過度の勞務に服せしめられる傾向がある。殊に牛馬商の介在によつて貸借され、借主は其の使役牛が何人の所有であるかを知らぬ場合に於て、責任觀念を缺き、管理粗惡に陥り、使役も過激となりがちである。故に鞍下牛は體力速かに消耗し、瘦削するを普通とする。

(2) 損害の負擔貸主にある時、死亡等による損失を負擔しなければならぬ。

飯石郡地方より貸出すものは、損害の負擔は貸主にあるから、死亡負傷其他の損害を負擔しなければならぬ。損害の負擔借主にある場合も牛の見積價格の全額の辨償を受けることは殆んどあり得ぬから、此場合も損失たる

を免れぬ。

(B) 借入農家に及ぼす影響

(A) 利益と認めらるる點

(1) 勞力の最必要時期に於てこれを補ふことが出来る。

挿秧期は、勞力の最必要期であるが、同時に雇傭勞力を得ることは困難であり且賃銀も高價である。然るに鞍下牛を借入れ使役することによつて比較的安價に勞力の不足を補ふことが出来るし、又人力のみを以てなす作業よりも能率を増進することが出来る。

(2) 耕作に必要な時期以外耕牛を飼育する必要がない。

借入地方は、概して牛の飼育困難な地方であるか、又は飼育を經營上不利となす地方である。然るに鞍下牛を借入るときは農耕の爲めに役牛を利用し、而も周年耕牛を飼育することによつて受ける經濟上の不利益をまぬがれることが出来る。

(B) 不利益と認めらるる點

(1) 一時に多額の金銭的支出をなすは苦痛たるをまぬがれぬ。

右の如き利益があるから借入れるのであるが、借入農家は概して小規模經營である爲に、一時に三〇圓、四〇圓の現金を支出するのは苦痛である。

(2) 仲介者によつて往々不當の利益をむさぼられることがある。

鞍下牛の貸借には、仲介者の介在するを普通とする。然るに貸出者と借入者とは全然連絡なく、何人が自己の耕牛を使役し、又何人の所有牛を使役しつゝあるかを知らないのは前述の通りであるから、仲介者はこの間にあつて不當の周旋料、又は利得等を貪ることがある。(貸出者にとつても同様の不利益がある)。

(3) 損失の負擔借入者にある時は死亡等による損失を負擔しなければならぬ。

死亡による損失の負擔が貸主にあるのは稀で一般に借主にあるから、借入農家は借入鞍下牛の死亡によつて不測の損失を受けねばならぬ。又負傷其他の故障を生じ損害金を負擔しなければならぬことがある。

九、鞍下牛慣行存在の條件

鞍下牛の貸借頭數増減の趨勢を見るに次の如くである。

第一二表 鞍下牛貸借頭數各郡別増減表

郡名	貸		借	
	昭和三年	大正六年	昭和三年	大正六年
八東	二九〇頭	五七三頭	一、〇六四	一、一一四頭
能義	一九〇	二三〇	二〇九	二〇一
仁多	二六二	二五〇		
		増減頭數		増減頭數
		△ 二八三		△ 五〇〇
		一四〇		八
		一二		

大原	二二九	二五三	△	二四	四	二五	△	二一
飯石	二四三	二七二	△	二九	五二	三七	△	一五
簸川	四六	六一	△	一五	一〇九	九二	△	一七
合計	一、二六〇	一、六三九	△	三五七	一、四三八	一、四六九	△	三一

備考 △印は減少を示す。

(島根縣農會調査)

右によれば鞍下牛は、十年間に貸出に於ては一、六三九頭の激減を示し、借入に於ては三一頭の減少となつてゐる。而して岡本善久氏は「貸出地方の牛耕熱の勃興は、鞍下牛の数を減じ延いては之が、貸賃料の騰貴を來すものと見るべく爲に借入地方に於ても經濟上引合ぬ様になり、壞滅とは行くまいが漸次鞍下牛の数は、低減する傾向にあるものと認められる次第である」とし、鞍下牛が減少の傾向をたどりつゝある旨をのべておられるが果して減少して行くものであらうか。

水田耕作に於て畜力の利用は、勞力を節約し従つて米の生産費を低減せしめる。島根縣内務部より鞍下牛に關する諮問中「鞍下牛の利用の利害に關する意見」の項に對し、簸川郡より答申せる所によれば「高畦の大小、土質、田面積の廣狹等により、高畦崩しの功程一樣ならずと雖も、普通人力に依り一人一日八畝歩位なり。然るに之を牛力によるとすれば、一日四反歩位の功程は容易なるを以て、牛一頭は人五人分の耕作を爲し得ることとなり、之を勞賃に換算せば、牛一日は人一人役に相當し此外使用者一人を要し、結局牛を以てせば二人役を以て、高畦約四反歩を崩すことを得る勘定となる。……又牛力を代掻の如き作業に使用せば、一日四反歩の功程を擧ぐ

るは普通にして即ち人力四人分の功程に相當し、前記の計算を以てせば人力四人分は牛力によれば二人分の勞賃にて完成するを得べし。」とあつて、耕牛の使役が勞賃の節減に役立つことをのべてゐる。

更に「島根縣産米生産費調査」中、出雲地方に關するものを計算すれば、次の如き結果となる。

郡名	畜力を利用せる場合		利用せざる場合	
	件數	反當畜力	件數	反當生産費
八東	八	一・五七	一	七九・二五
仁多	九	四・〇六	一	八一・八五
能義	七	二・一三	一	七八・〇五
大原	九	一・六四	一	八六・一二
飯石	一〇	二・九六	一	八四・七八
簸川	三	〇・三三	七	九〇・五六
平均		二・一二		八三・三二

(島根縣農會大正十四年、昭和二年兩年調査による)

即ち畜力を利用せる場合は反當生産費八三圓三二錢となり、利用せざる場合は八五圓二二錢であつて、利用せる方が生産費反當一圓九〇錢低廉である。併し畜力を利用せざる場合の調査農家戸數少き爲これを以て直ちに斷定を下すは當を得ないが、概して畜力を利用した方が有利であることは想像することが出来る。

然れども、耕牛の使用が米の生産費を低廉ならしめ有利であることと、周年耕牛を飼育するが農業經營上有利

なりや否やの問題とは區別して考へねばならぬ。

今耕牛飼育の收支計算の實例を示さう。

(例一) 八束郡講武村

袖本仁太郎

田	一町四反	
畑	三反五畝	
畜牛	役用牝二頭	
農業總收入額		二、九三〇・八四 ^四
内畜牛に關するもの		
犢牛一頭生産		一〇〇・〇〇
厩肥	三、二〇〇貫	三二・〇〇
牛使役	二四・四 ^日 (自家使役)	二四・四〇
内譯計		一五六・四〇
農業經營費		一、三四六・七三
内畜牛に關するもの		
大豆粕	八枚	一八・七五
米糠	二・〇 ^石 (購入八斗 自給一石四斗)	六・〇〇
枇	一・四(自給)	四・九〇
藁	一、一八三貫(自給)	四一・四〇
青草	一、四五〇貫(自給)	二一・七五
内譯計		九二・八〇

(例二) 能義郡安來町

二宮寛一

畜力管理飼育勞力	四一二・五 ^時 (四七・七 ^日)	
田	一町八反二畝	
畑	一町歩	
畜牛	役用牝一頭	
農業總收入額		三、〇八七・一八 ^四
内畜牛に關するもの		
犢牛		一〇〇・〇〇
厩肥	二、三五〇貫	二三・五〇
牛使役	二三・九 ^日 (自家使役)	三五・八五
内譯計		一五九・三五
農業經營費		一、五三二・三四
内畜牛に關するもの		
大豆粕	一枚	二四・〇〇
米糠	二・八五 ^石 (購入二・五〇 自給〇・三五)	五・八八
藁	一、二二八貫(自給)	四二・九八
枇	〇・七〇(自給)	二・四五
麥糠	一・九〇(購入)	二・五五
穀	一五〇斤	八・九一
大麥	〇・一四 ^石	一・三三
野草	三八〇貫	三・八〇
第一章 出雲地方の鞍下牛		

乾草 五〇貫

二〇〇

内譯計

九三・九〇

畜牛管理努力 二九一・五(三四・五)

外に七、八兩月能義郡奥部へ飼育を委託し一圓を拂ひ、他家に貸與し三圓三〇錢(二・二)を得。

(二例共に昭和二年島根縣農會調査による。)

以上二例によれば飼育努力を換價し、計上せられざる諸費用(畜産組合費・交尾料等)を算入しても、役牛の飼育は少々利益となる様である。然し兩例ともに犢牛の生産によつて、初めて利益を得たのであるから耕牛として牝牛を使役しなければならぬ地方(飯石・仁多・簸川)にあつては、耕牛の飼育は明かに損失を來す如く考へられる。乍併、單にこれだけを以て耕牛の飼育を不利となすは早計であつて、耕牛を飼育すべきや否やの問題に關しては尙、(i) 努力、(ii) 肥料、(iii) 役畜の利用の諸點を考慮し決定しなければならぬ。

(1) 努力の點に關しては、牛の飼育を廢したとしても、都市より遠隔の地であり適當の副業なき地方に於ては、餘剩努力を商品化することは困難であるし、又必しも壯年男子が飼育に當る必要なく、婦人、小兒等の徒費されがちな努力で飼育することが出来る。又牛を飼育しなければ農繁期に於て雇傭勞働若しくは鞍下牛の借入にやらなければならぬし、且つ購入肥料の量を多くせねばならぬ。かくなる時は農家の最も苦痛とする金銭的支出が多くなる。

努力の點に關聯して考慮すべきは、飼育の難易特に芻草の關係である。芻草多き地方は、比較的飼育に容易で

あるが、芻草少なき地方は、これを得るに困難且つ努力も多量に要し、夏期芻草多き地方に預託する場合が多い。

(2) 肥料の點に關しては、技術的に礦物質肥料と堆厩肥、綠肥との土地作物に對する作用の相異すること、並に經營の立場から同一効果を擧ぐるに要する各肥料の價格の高低、及び施肥に要する努力の多少をも併せて考究しなければならぬ。此問題に付き特に注意すべきは綠肥と畜牛との關係である。各部の綠肥用作物の栽培面積は次の如くである。

第一三表 各郡別綠肥用作物栽培面積表

郡名	田總反別	綠肥用作物付田反別	總反別に對する作付反別%
八東	七、五七五・四	一、二三五・八	一六・三
能義	五、二六一・八	二、七二〇・一	五二・七
仁多	二、六八六・九	一八五・四	七・〇
大原	二、九九三・三	九六四・〇	三二・二
飯石	三、八五四・七	三一八・七	八・三
簸川	一一、六〇二・〇	七、八八六・四	六八・〇
計	三三、九七四・一	一三、三一〇・四	三九・二
全縣	五六、六三一・〇	一五、四七一・二	二七・三

(昭和三年島根縣統計書)

上の表によると畜牛の盛んな八東・仁多・飯石郡は綠肥作付反別少なく、牛の飼育盛んならざる平原部を含む能義・簸川郡に作付反別の多いのは興味深き問題である。²¹⁾ 以上に依て、厩肥の必要程度が技術的並に經濟的に決定され役畜を飼育すべきや否やを決する間接の標準となる。

(3) 役牛利用の方面については、現在役牛の飼育が不利であるといふ最大の原因は、役畜と稱しながら春期水田耕作以外に殆ど使役せず、他の期間は厩肥採取丈

けの用益の爲に飼育するからである。鳥根縣農會「米生産費調査」(大正十五年及び昭和二年度調査)によれば役牛を利用せる農家四六例中一戸當り最多使役日数は、仁多郡横田村・阿井村兩村の六三日で、最少は籾川郡大津村二日にすぎぬ。故に一方役畜として利用方面(例へば畜力機の使用・運搬用に使役)を研究すると共に他方面の利用法(例へば使役時期以外乳牛としての利用、或は使役後肥育して賣却等)をも併せて考慮しなければならぬ。

以上の諸事項を各地方の地勢・氣候・土質・都市との關係等の諸農業事情と併せて考慮して初めて、其地方に於て耕牛を飼育すべきや否やの問題を決定し得るのである。

一〇、結 論

前項に於て私が提示した諸問題は、嘗に耕牛の飼育可否の問題にとゞまらず家畜の飼育の可否にも及ぶ問題であつて、單に出雲地方の特殊問題でなく我國の農業經濟の根本にふれる大問題であるから、詳細な調査と精密な研究とによつて初めて究明すべく、俄かに論斷するは危険である。而して以上の研究の結果は、恐らくは各地方の農業事情によつて、役畜の飼育を有利となす地方としからざる地方との存在を是認し、従つて役畜飼育地方より無飼育地方への役畜の貸借も亦是認さるゝに至るであらう。

而も役畜の貸借は、前述の如く小規模農業經營に於て、且つ農業事情を異にする地方が比較的接近して存在することに依つて初めて可能である。故に或る意味に於て役畜の貸借は我國農業經營の特徴とも稱すべく、從

つて我國農業經營上見通すことの出来ぬ問題ではなからうか。

次に現行出雲鞍下牛制度の改善につき卑見を述べよう。

(一) 貸出農家と借入農家との連絡統制を圖ること。

鞍下牛の酷使、仲介者の不正等は、要するに貸出農家と借入農家との間に統制なき爲である。此の點に關しては、かつて鳥取縣岩美郡・氣高郡兩郡農會で斡旋を試みんとしたが失敗に歸した。又香川縣・徳島縣間に於ける貸借牛についても、兩縣農會、畜産組合等に於て貸借の改善を企圖せられたけれどもいまだ成案がない様である。蓋し長年に互る慣習、殊に牛馬商の飼育農家に對する根強い關係、農會役員の取引に不馴れなること等が功せざる主要原因である。併し最小限度に於て自分の所有牛を何人が使役しつゝあるかを知る様にしなければならぬ。

(2) 自家飼育が果して耕作に適せざるや否やを明かにすること。

前述せる如く、耕牛の使役は、米の生産費を低廉ならしめるのであるから、(一) 自家所有牛を使役せずして貸出をなす地方(八束郡)にあつては、耕地が全然牛耕に不適當であるか否かを調査し出来る限り自ら之を利用することに努むべきである。又、(二) 牝牛を飼育し、而も耕牛として牝牛を借入れる地方(仁多郡・飯石郡奥部)にあつては、近時牝牛の體軀著しく改善され力も強大となつてゐるに拘らず、尙舊慣に従つて居るのは、寧ろ唯慣習的に借入使役するだけではないかと思ふ。かゝる地方にあつては、事實使役に耐へないか否かを考究し、なる

べく借入をなさざる様努力しなければならぬ。

- (1) 「本邦に於ける畜力利用状況」(畜産叢書第二號)一〇頁参照
- (2) 「出雲國に於ける鞍下牛の慣行」(島根縣農會發行)六頁以下
- (3) 「日野郡史」下卷一七五九頁
- (4) 岸良一氏「役畜の貸借に就て」(大日本農會報「昭和四年九月號一二頁」)
- (5) 岸良一氏「前掲一二頁」
- (6) 「昭和二年島根縣農事統計」(島根縣農會編)四頁
- (7) 德島縣より香川縣へ貸出す耕作牛には秋期收穫時期貸借の慣行がある。
- (8) 前掲「出雲國に於ける鞍下牛慣行」一二頁、九頁
- (9) 同上、四頁参照
- (10) 右の外仁多・八束・簸川各郡に郡内貸借多少あり。
- (11) 岡本善久氏「出雲の鞍下牛の慣行」(島根縣農會報「昭和四年三月號二四頁」)に於て、
「無畜農業の行はるゝ地方に於て牛耕の發達せる場合は、他の畜牛を飼養する地方より借入れをなす必要がある」と述べてをられる。
- (12) 岸良一氏前掲一三頁に於て、「借りる地方は多くは平坦地で、水田開け、養蠶其他の集約な農業の行はるゝ地方」とある。
仁多郡農會技手廣田力直氏よりの回答によれば
「耕牛頭數少なき爲め需要期に於ては各村共多少づつ借入をなさざれば間に合はざる状態なり。但し一旦耕作を終れば平原部地方の植付遅き地方へ貸出を行ふものゝ如し」
「鞍下牛に關する調査」(農事叢考)第八、島根縣内務部編)に於て、
「本部(仁多)内奥部の如き放牧に適する山野の多き地方に於ては、繁殖用牝牛及其の仔牛を飼育して春秋二期放牧をなし仔牛二三歳以上に達せる時は價格騰貴の機に於て賣却する方鞍下賃を支拂ふも尙利益多きに依る……、従つて鞍下牛

- (13) の借入は殆んど奥部の放牧に便利なる地方に限らるゝを見る」とある。
岡山縣美作地方より鳥取縣因幡地方へ貸出される耕牛、及び石川縣能登地方より富山縣へ貸出される耕馬にも、貸付の目的を以て數頭乃至數十頭を所有するものがある。
關田茂男氏「德島縣の貸貸牛」(畜牛「昭和五年九月號六二頁」)
- (14) 岸良一氏、前掲一九頁、及び關田茂男氏、前掲六一頁参照
- (15) 關田茂男氏、前掲六二頁参照
- (16) 岸良一氏、前掲一七頁、岡本善久氏、前掲二八頁に於て、八束郡には貸貸料半額前納の慣行あるが様書かれてあるが、筆者の調査によるとかゝる地方はない。
- (17) 岡本善久氏、前掲二九頁。
- (19) 前掲「農事叢考」第八。
- (20) 續物質肥料、堆厩肥、綠肥の技術的比較については、昭和五年第一回日本農學會討論會に於て、農林省農事試驗場技師葵見丸氏が「糞の肥料的價値に就て」と題し、興味ある研究を發表された。「本邦農村に適切なる副業の種類及其獎勵方法」二頁以下参照。
- (22) 石川縣・富山縣に於ても耕馬借入地方は紫雲英の栽培は甚だ盛んである。役畜を飼育せずして借入をなす地方と綠肥作物栽培とは密接な關係があることを窺ふべきである。
- (23) 關田茂男氏、前掲書六四。頁岸良一氏、前掲書二二頁

第二章 香川・徳島地方の『カリコ』牛

一、序 論

農繁期に於て耕作用役畜を貸借する慣行は我國各地に存在する處である。

而して島根・鳥取地方の鞍下牛、富山・石川地方の田馬、香川・徳島地方の『カリコ』牛等の慣行は、貸借される役畜の頭數多く近隣の所有者から借りるのでなく、貸出地方と借入地方とが確然と區別され、年々同一地方間に於て、同一の形式によつて貸借する特種のものとして擧げることが出来るであらう。

出雲の鞍下牛については既に發表した所であるが、其後引續き各地のこの種の貸借について調査を續けてゐる。今私は徳島・香川兩縣下に行はれる役畜の貸借について述べんとするのである。

二、貸借耕牛の特種名稱及貸借の起源

徳島縣下より香川縣下に貸借される耕牛は、『カリコ牛』或は『カシコ牛』と呼ばれ、又『コメ牛』若しくは單に『コメ』と呼ばれる場合もあるが、最も普通には『カリコ』と呼んでゐる。

かくの如き季節的役畜の貸借が、此地方に於て、いつから行はれたかについては明かにすべき文献を見ない

が、古老の言によれば、數百年以前より行はれたと稱せらるゝも不明である。しかしながら少くとも徳川時代の末期に於ては行はれてゐた様である。

三、貸借事情概要

香川縣平原部に於ては、挿秧期前の水田耕作及び秋期二毛作田の耕作に當り、徳島縣山間部より多數の耕牛が年々借入使役されるのである。

かゝる貸借が、如何なる事情によつて行はれるかといふに、貸出地方即ち徳島縣三好・美馬兩郡及び香川縣此等の地方に隣接せる香川縣山間部地方は、山地であり、耕地乏しく、殊に水田は甚しく僅少である。しかし、地勢の關係上野草豊富であるから牧畜に適し牛畜の飼育頭數が多い。而も牛耕反別は、甚だ少きため畜力に餘裕あり、且つ六月中旬は該地方主要作物の一なる煙草の中耕時期であるから、此期間に牛畜を飼育することはむしろ煩となる。

翻つて香川縣の借入地方は、土地平坦にして水田發達し、原野少く芻草乏しく、加ふるに、最近に至つて、葉加工品の製造盛んとなり、益々飼料の缺乏を來し、更に、夏期蚊蠅多く、牛畜を飼育する農家も、夏期は山間部に預託する程であるから、耕牛を飼育せず、農繁期に於ては借入使役するものが少くない。

以上の如き事情にある兩地方が、阿讃山脈によつて隣接せるため、兩地方間に耕牛の貸借が行はれるに至つ

たのである。

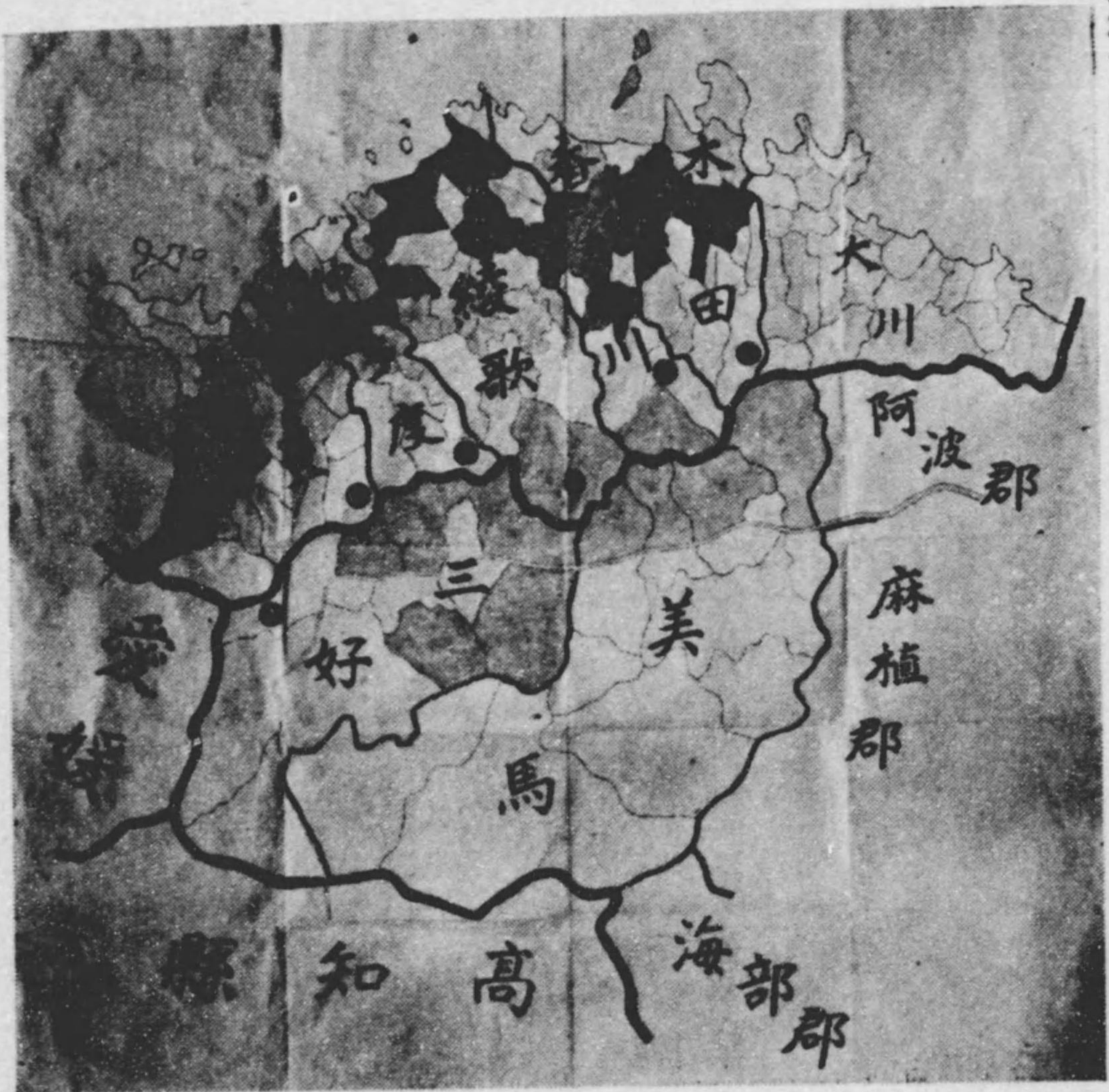
四、貸出地方及び借入地方の分布並びに貸借頭数

前述の如く、貸出地方は、徳島縣美馬郡・三好郡及び此等の地方に隣接せる香川縣山間部地方及び香川郡雌雄島であつて、借入地方は香川縣の前記山間部を除いた縣下平原部一帯に汎つてゐる。特に、香川・綾歌・仲多度三郡の平原部は、貸入頭数が最も多い地方である。

貸出・借入兩地方は下圖の如くである。

尙ほ、貸出地方借入地方別

第一圖 「カリコ」牛貸借地方分布圖



に夏期貸借頭数の概要を示せば、次の如くである。

第一表 「カリコ」牛郡別貸借頭数表

郡名	貸出頭数	借入頭数
美馬	一、五四〇	
三好	一、三〇〇	
六川		八〇
木田		四一〇
香川	四九〇	七七〇
綾歌	一七〇	九〇〇
仲多度		九六〇
三豊		三八〇
計	三、五〇〇	三、五〇〇

外である。

五、受渡場所及び貸借期間

貸借地方である徳島縣と香川縣とは、其間に横はる阿讃山脈によつて境せられ、兩地を連絡する通路少きたためか、耕牛貸借の取引は、次の六ヶ所に於て行はれる。

- 1、木田郡奥鹿村奥山(清水越)
- 2、香川郡鹽江村岩部(相栗峠)
- 3、綾歌郡美合村犬ノ馬場(仁相峠)

- 4、仲多度郡七箇村鹽入(鹽入越)
- 5、三豊郡財田村猪ノ鼻(猪ノ鼻越)
- 6、三好郡佐馬地村佐野(曼陀越)

貸出期は、夏期に於ては舊曆五月の節(芒種)(新曆六月上旬)より約一週間にわたつて行はれ、返還は半夏生(七

たのである。

四、貸出地方及び借入地方の分布並びに貸借頭数

前述の如く、貸出地方は、徳島縣美馬郡・三好郡及び此等の地方に隣接せる香川縣山間部地方及び香川郡離雄島であつて、借入地方は香川縣の前記山間部を除いた縣下平原部一帯に汎つてゐる。特に、香川・綾歌・仲多度三郡の平原部は、貸入頭数が最も多い地方である。

貸出・借入兩地方は下圖の如くである。

尙ほ、貸出地方借入地方別

第一圖 「カリコ」牛貸借地方分布圖



に夏期貸借頭数の概要を示せば、次の如くである。

第一表 「カリコ」牛郡別貸借頭数表

郡名	貸出頭数	借入頭数
美馬	一、五四〇	八〇
三好	一、三〇〇	四一〇
六川		
木田		
香川	四九〇	七七〇
綾歌	一七〇	九〇〇
仲多度		九六〇
三豊		三八〇
計	三、五〇〇	三、五〇〇

外である。

五、受渡場所及び貸借期間

貸借地方である徳島縣と香川縣とは、其間に横はる阿讃山脈によつて境せられ、兩地を連絡する通路少きためか、耕牛貸借の取引は、次の六ヶ所に於て行はれる。

- 1、木田郡奥鹿村奥山(清水越)
- 2、香川郡鹽江村岩部(相栗峠)
- 3、綾歌郡美合村犬ノ馬場(仁相峠)

- 4、仲多度郡七箇村鹽入(鹽入越)
- 5、三豊郡財田村猪ノ鼻(猪ノ鼻越)
- 6、三好郡佐馬地村佐野(曼陀越)

貸出期は、夏期に於ては舊曆五月の節(芒種)(新曆六月上旬)より約一週間にわたつて行はれ、返還は半夏生(七

月上旬)より約一週間にわたつてなされるから、貸借期間は、二十五日乃至三十日である。而も五月の節(芒種)に於ては、貸借総額数の八割が貸付られ、又半夏生の翌日は、ほぼ同数が返還されるから、此兩日は前述の取引場所には需要者供給者相集り、恰も牛馬市の如き觀を呈する。

秋期に於る貸借期間は、夏期よりやゝ長く、十一月初旬より二十日頃までに貸出され、返還は、十二月下旬であつて、四十日より六十日位の間貸借される。

而して、前述の通過地を經過して貸借される頭數を示せば、大略次の如くである。

第二表 「カリコ」牛通過地別貸借頭數表(春期)

貸出地	貸出頭數	通過地	通過頭數	借入地	借入頭數
美馬	三三〇	奥鹿	三三〇	大川	八〇
香川(島嶼)	一二〇	—	一二〇	木田	二〇
美馬	四五〇	鹽ノ江	八二〇	香川	一〇〇
香川	三七〇			木田	一四〇
				綾歌	六一〇
					七〇

美馬	六一〇	美合	八七〇	首川	六〇
綾歌	九〇			綾歌	六二〇
美馬	一五〇	七箇	九五〇	仲多度	二一〇
三好	八〇〇			仲多度	六六〇
三好	三〇〇	財田	三〇〇	仲多度	一一〇
三好	一一〇	佐馬地	一一〇	三豐	一九〇
					一一〇

以上によつて見れば、鹽ノ江・美合・七箇を通過するもの最も多く、美馬郡牛は、大體美合以東を通過し綾歌郡以東へ分布し、三好郡牛は、七箇以西を通過し仲多度郡以西へ分布する。

六、カリコ牛の貸借方法

カリコ牛の貸借方法としては左の如きものがある。

第三表 カリコ牛貸借の形式

(1) 仲介者なき場合

カリコ牛供給者——要需者

(2) 仲介者介在する場合



(1)の方法は、殆んど行はれない。(2)の方法を普通とする。

而して仲介者を介する場合にも、

(i) 仲介人が、自己の計算に於て介在する場合、即ち畜主より借入たる耕牛を更に借入使役者へ轉貸する場合

(ii) 貸主及び借主の兩者の間の單純なる斡旋をなす場合、即ち兩者の貸借料其他契約諸條項の決定に當り仲介をなす場合

とがある。

七、賃貸借料

賃貸料支拂方法には、米支拂と通貨支拂の二つがある。以前は、米支拂を以て普通としたのであるが、現在は奥鹿・鹽ノ江を通過して貸借される耕牛は、依然米支拂を以て主とするが、其他の通過地を經過するものは、一般的に通貨支拂方法による。

支拂時期は、通貨による場合に於ては、耕牛返却の際に支拂ひ、米支拂による場合には、其の年の收穫後に於て支拂ふ。

賃貸借料額は、要需・供給の關係・牛價・米價等に加ふるに、個體の年齢・性・能力等によつて決定せられる。現在の賃借料額は、

時期	最高	最低	普通
夏期	米支拂 一、五二	四斗	普通 七、八斗
	金支拂 三〇円	一二円	" 一二三、四円
秋期	最高	最低	
	米支拂 一、五〇	四斗	普通 五、六斗
	金支拂 二五円	八円	" 一四、五円

である。

仲介者の手数料額も亦一定しないが、

米 五升 — 壹斗
金 五〇錢 — 壹圓

である。しかし、右は概略のことであつて、種々の方法によつて不當の手数料を食ふものも少くない様である。

八、損害の負擔

貸借期間中に於ける耕牛の疾病・負傷其他の事故によつて生ずる損害は、何人が負擔するかといふに、其の事情によつて必ずしも一定しないが、概括的にいへば、借主の責に歸すべからざる事由に基く損害は、貸主の負擔とし、借主の故意又は過失による損害については、仲介者が兩者の間を斡旋して損害額を決定し、借主之を負擔するのである。

九、結 論

以上は、香川・徳島兩縣間に行はれるカリコ牛の貸借事情の概略である。

此の貸借に於ける特徴と見るべきものをあげると、

(1) 耕作牛の此の種の貸借は、一般に冬期又は早春、貸借の豫約をなし、必要時期には單に個體の授受のみならずを普通とするけれども、此の地方に於ては、前述の如く、一定日に、一定の場所に集合して、貸借契約を締結するを普通とする。

(2) いづれの地方に於ても、貸出地方と借入地方との間に何等統制なきため種々の不便利を生じてゐるが、此の地方も同様であつて、特に需要供給の範圍狭きためか、需給の一致を欠き、同一取引場所に於てすら、日々貸賃料に著しき變動を生ずることが少くない。

(3) 一般に耕牛を借入れ家畜を飼育せざる地方は、綠肥作物即ち紫雲英・苜蓿等の栽培が盛んであつて、有機肥料の缺を補ふのであるが、香川縣平原部は、裏作として麥の栽培行はれ、綠肥作物栽培は顧みられない。而も前述の如く、最近に至つて、藁も叭等の製造に用ひられるから、現在の状態を持續せば、カリコ牛の貸借より生ずる間接的結果として、肥料の方面に重大なる問題を惹起するにあらずやと考へらる。

附錄 年譜及び業績

年譜

明治三十三年（皇紀二五六〇年、西曆一九〇〇年）

十月廿五日 島根縣飯石郡鍋山村にて生る。

明治四十年 八歳

四月 同村尋常高等小學校尋常科に入學。

大正二年 十四歳

三月 同上卒業。

四月 同校高等科に入學。

大正三年 十五歳

三月 同上第一學年修了。

四月 松江中學校入學。

大正八年 二十歳

三月 同校卒業。

九月 北海道帝國大學附屬大學豫科入學。

大正十一年 二十三歳

三月 同上卒業。

大正十二年 二十四歳

四月 京都帝國大學經濟學部入學。

大正十五年 二十七歳

三月 同上學士試験合格。

五月 株式會社東京貯蓄銀行に就職す。

六月 同上依願退職。

六月 父の經營にかゝる東亞ゴム工場に勤務す。（昭和二年十一月迄）

昭和二年 二十八歳

十一月 京都帝國大學大學院入學。農學部農林經濟教室橋本教授及び黒正教授の指導を受く。

昭和三年 二十九歳

一月 香川縣下に資料探訪旅行をなす。

昭和四年 三十歳

三月 島根縣鍋山郵便局長を命ぜらる。

四月 日本農學大會（東京）に出席す。富山・石川・香川・廣島・岡山縣下にて資料探訪旅行をなす。

七月 鳥取・島根・岡山・三縣下へ資料探訪旅行をなす。

昭和五年 三十一歳
十月 日本農學大會(京城)に出席す。

二月 香川・廣島兩縣下へ資料探訪旅行をなす。
三月 鍋山村農會顧問となる。

三月 帝國在郷軍人會鍋山分會長に就任す。
四月 日本農學大會(東京)に出席す。

六月 鳥取縣下に資料探訪旅行をなす。
七月 鳥根縣家屋稅調查委員に當選す。

十月 日本農學大會(鳥取)に出席す。
十一月 富山・石川兩縣下に資料探訪旅行をなす。

昭和六年 三十二歳
京都帝國大學大學院を退學し、副手を囑託せられ、農學部農林經濟教室勤務を命ぜらる。

三月 香川・山口・岡山・徳島縣下に資料探訪旅行をなす。
四月 日本農學大會(東京)に出席す。

五月 飯石郡農會議員及び鍋山村農會評議員となる。
八月 日本農學大會(札幌)に出席し、青森・岩手兩縣下にて資料の探訪をなす。

十一月 鳥根縣勸業事務囑託となる。

昭和七年 三十三歳

四月 日本農學大會(東京)に出席す。
五月 近畿農業經濟集談會に出席す。

八月 鳥根縣鍋山郵便局長を願に依り免ぜらる。
十一月 帝國在郷軍人會鍋山分會長を退任す。

十二月 兵庫縣下へ資料探訪旅行をなす。
昭和八年 三十四歳

四月 日本農學大會(東京)に出席す。
五月 日本經濟史研究所々員を囑託せらる。

六月 近畿農業經濟集談會に出席す。
七月 三重・和歌山縣下へ探訪旅行をなす。

十一月 兵庫縣下へ資料探訪旅行をなす。
昭和九年 三十五歳

一月 再び兵庫縣下に赴く。
二月十五日 午後五時死亡。

- 出雲地方に行はるゝ鞍下牛の研究 (昭和五年) (朝鮮總督府編「農學關係聯合大會講演集」)
 - 松江藩に於ける田租法と「輪」 (昭和五年) (「經濟史研究」第一一號)
 - 松江藩に於ける義田制度 (昭和六年) (「經濟史研究」第一七號)
 - 徳川時代農家經濟の一例 (昭和六年) (「經濟史研究」第二一號)
 - 出雲母里藩に於ける歸農 (昭和六年) (「經濟史研究」第二五號)
 - 松江藩の荒政 (昭和七年) (「經濟史研究」第三四・三五號)
 - 役者貸借の研究 (昭和七年) (「農業經濟研究」第八卷四號)
 - 赤穂藩の備荒貯蓄制度 (昭和八年) (「經濟史研究」第四一號)
 - 石州濱田藩の社會 (昭和八年) (「經濟史研究」第四四號)
 - 濱田藩跡市組の人口に就いて (昭和八年) (「經濟史研究」第五〇號)
 - 徳川時代農村人口の一例——石見國那賀郡跡市村の實例 (昭和八年) (「洛友會報」第六號)
 - 松江藩の製鐵業と農業との關係 (昭和九年) (「經濟史研究」第十一卷一號)
 - 松江藩の關年に就いて (昭和九年) (「經濟史研究」第十一卷三・四號)
- 尙ほ、この外に松江中學校時代の恩師上野・野津兩氏の退職を記念せんがために、朝山皓氏との共編にかゝる「出雲歴史地理叢説」(昭和七年九月)がある。

昭和九年十一月五日印刷
昭和九年十一月十日發行

松江藩經濟史の研究
定價金貳圓五拾錢



著者 原 原
承継者 原 原
發行者 鈴木利貞
印刷者 似玉堂
東京市京橋區京橋三丁目四
京都市柳馬場三條南人

編纂所 日本經濟史研究所
發行所 株式會社 日本評論社
東京市京橋區京橋三丁目四
電話京橋(56)六一九三六一九二
振替東京一六番



28. 6. 11

